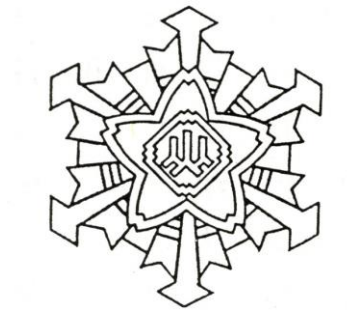


令和7年度

学 校 要 覧



山梨県消防学校

校訓

以仁為紀綱

「仁を以て紀綱と為す」

（人間の求むべきものは、世間の名誉や
権威ではなく仁である）

目 次

第 1	消防学校の概要	
1	校旗、校歌	1
2	沿革	2
3	組織及び職員	2
4	施設	3
5	備品等	5
6	予算	7
第 2	令和 7 年度教育訓練実施計画	
1	教育訓練の目的	8
2	教育訓練の方針	8
3	教育訓練の特色	8
4	教育訓練の種類	9
5	消防本部等との連携	11
6	消防団員に対する教育訓練の特例	11
7	消防職員教育訓練 体系表	13
8	消防職員教育訓練 計画表	14
9	消防職員教育訓練 日程表	15
10	消防職員教育訓練 カリキュラム	16
11	消防団員教育訓練 体系表	28
12	消防団員教育訓練 計画表	29
13	消防団員教育訓練 日程表	30
14	消防団員教育訓練 カリキュラム	31
15	自主防災組織等への防災教育	37
第 3	令和 7 年度入校手続き要領	
1	消防職員	38
2	消防団員	40
3	自主防災組織等	42
4	消防職員・消防団員教育訓練 日程表	43
5	各種様式	45
第 4	令和 6 年度教育訓練実施結果	
1	教育訓練体系表	54
2	年間実施結果表	55
3	課程別講師一覧表	62
4	被表彰者一覧表	74
第 5	条例及び規則・その他資料	
1	山梨県消防学校設置条例	75
2	山梨県消防学校規則	76
3	山梨県消防学校表彰要綱	80
4	案内図	82

第 1

消防学校の概要

1 校旗・校歌



山梨県消防学校旗 (昭和50年6月11日制定)
(平成27年3月23日新調)

山梨県消防学校歌

作詞 興石保造
作曲 一瀬正造

一、

朝風薫る 山なみに
世紀のひかり さすところ
希望に燃える 眉あげて
ひらく桜の 帽章に
ゆるがぬ決意 誓いつつ
使命をめざし 学ぶもの
ああ 山梨消防学校の
若人われらに 抱負あり

二、

白雲浮かぶ 釜無の
せせらぎ碧く 鳴るところ
みなぎる若さ はつらつと
白亜の窓に 肩組んで
災禍にいどむ 鉄壁の
備えと技を 磨くもの
ああ 山梨消防学校の
若人われらに 力あり

三、

夕映え富士の 頂きが
南の空に 笑むところ
明るく強く 逞しく
愛と奉仕の 灯をかざし
いざ事あれば 身を賭して
郷土の幸を 護るもの
ああ 山梨消防学校の
若人われらに 誇りあり

2 沿革

昭和23年	県地方課で消防職員及び消防団員の教育訓練を実施
昭和29年	「山梨県消防訓練所設置条例」(山梨県条例第10号)を制定
昭和40年	「山梨県消防学校設置条例」(山梨県条例第9号)を制定し、山梨県消防学校を甲府市住吉二丁目に開校(同年4月)
昭和43年	県消防防災課の新設に伴い、消防業務が県地方課から移管
昭和47年	宿泊施設を設置
昭和50年	中央市(旧中巨摩郡田富町)今福991番地に新設移転(同年8月)
昭和55年	屋内訓練場竣工
昭和62年	放水訓練場竣工
平成4年	寮室改修
平成6年	救急資器材庫竣工
平成11年	第3車庫竣工
平成19年	仮設寮棟竣工
平成27年	新消防学校竣工(中央市今福1029番地1)
平成28年	グラウンド・外構工事竣工(同年3月)

3 組織及び職員

(令和7年4月1日現在)

校 長		岡 本 優 司	
教 頭		今 村 公 彦	
(教務スタッフ)		(総務スタッフ)	
主席専任 消防教官	山 本 士 行	主任	横 内 祐 美
消防教官	武 藏 直 也		
消防教官	阪 本 英 樹		
消防教官	伊 藤 卓 弥		
消防教官	廣 瀬 啓 太		
教官 (会計年度任用職員)	小 沢 龍 駒		

4 施設

(1) 所在地

〒409-3834

山梨県中央市今福1029番地1

※ 周辺地図は82ページに掲載

TEL 055-273-4078

FAX 055-273-4009

E-MAIL shobo-gk@pref.yamanashi.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.yamanashi.jp/shobo-gk/index.html>

(2) 敷地面積

38,941.05㎡

(3) 建物面積

総面積 8,998㎡

教育訓練棟・宿泊棟	教育棟（R／C一部S造 2／0）	2,223㎡
	宿泊棟（R／C一部S造 3／0）	2,106㎡
総合訓練棟	SRC 5／0	1,464㎡
屋内訓練場	RC一部S造 2／0	2,261㎡
救助訓練棟	S造 3／0	246㎡
水難救助訓練施設	RC造一部S造 2／0	299㎡
車庫棟	LGS造 1／0	399㎡

(4) 建物配置図



5 備品等

【車両】

品名	数量
消防ポンプ自動車	3
タンク自動車	1
救助工作車	1
高規格救急自動車	1
フォークリフト	1

【救急関係】

品名	数量
自動式人工呼吸器	9
自動心臓マッサージ器	2
除細動用胴体スキン	2
AED（自動体外式除細動器）	1
AEDトレーナー	10
二次救命処置トレーニングシステム	3
ショックパンツ	4
酸素ボンベ	5
メインストレッチャー	7
ストレッチャーチェアー	5
スクープストレッチャー	6
スピードボード	2
トランクケース	4
バックストラップ	10
バックボード	12
マジックギブスセット	3
シリコンレサシテータ	11
レコーディングレサシアン	12
レコーディングレサシベビー	2
レサシジュニア	11
外傷モデル	1
気管管理トレーナー	4
気管挿管訓練モデル	8
吸引器	10
携帯用吸引器	4
喉頭鏡	10
救急かばん	10
血圧計	6
血中酸素飽和度・心電図測定器	2
心電計	4
心電図教育機器	1
心電図電送装置	1
骨格模型	1
心臓模型	1
実習用全身モデル	4
上肢注射訓練模型	4

輸液ポンプ	1
人体解剖模型	2
鼻腔・咽頭・喉頭模型	1
モンディアルストレッチャー	2
エアウェイスコープ	1

【警防関係】

品名	数量
鉤付き単梯子	7
二つ折り梯子	2
二連梯子	1
三連梯子	7
空気呼吸器	24
空気ボンベ（FRP）	72
空気ボンベ（スチール）	27
高圧ボンベ充填装置	1
フォグガン用ホース	9
プロジェクトガン	2
フォームショットガン	1
LXフォームジェット	1
MXフォームジェット	1
ウォーターカーテンヘッド	1
ディスクトレーナー	1
ラインプロポーショナー	4
リニアノズル（無反動ノズル）	6
エアフォームノズル	2
ディフェンスノズル	2
デュアルマチックノズル	4
クアドラフオグノズル	2
噴霧ノズル（フォグガン）	2
噴霧ノズル（FFロータリー直管）	1
集水器	1
ネット型泡発砲	2
可搬式ポンプ	3
可搬式ポンプ（軽可搬）	2
可搬式ポンプ模型	1
吸水管	3
ホースカー	3
ホース巻機	2
可搬式投光器	1
防火衣	5
ホース洗浄機	1
濃煙熱気実火災訓練施設	1
模擬火災訓練家屋	1

【救助関係】

品名	数量
可燃性ガス測定器	1
有毒ガス測定器	1
画像探査装置	1
チェンソー	4
タイガーエアーソー	1
エンジンカッター	2
コンクリート破壊器具	6
鉄線カッター	1
万能斧	2
油圧式切断カッター	1
空気工具	1
ガス溶断器	1
スプレッダー	1
削岩機	1
張力計	6
救命索発射銃	2
携行用ウインチ	4
車両移動器具	2
マンホール救助器具	1
救助訓練用人形	6
バスケットタンカ	3
担架（救助用）	3
スケット	4
スモークマシン	2
ホースマスク	1
ポートパワー	1
マット型空気式ジャッキ	1
救助マット	1
セーフティーマット	6
送排風器	1
エアーコンプレッサー	1
発電機	2
耐電衣	1
化学防護服（訓練用）	5
化学防護服	5
除染シャワー	2
山岳用ハーネス	4
MPD	1
レシプロソー	2

【予防関係】

品名	数量
ガスクロマトグラフ	1
デジタル温度計	8
テスター	3
引火点測定器	3
温度自動計測器	1
顕微鏡	7

紙水分計	1
X線透過検査装置	1
超音波カッター	1
上皿自動天秤	1
赤外線水分計	1
低温恒温恒湿器	1
電子式微小拡大観察装置	1
粘度計	1
木材水分計	1
二次元放射温度計	1
静電気測定器	1
ドラフトチャンバー	1
デジタルマイクロスコプ	1

【視聴覚関係】

品名	数量
スクリーン	1
スライド映写機	3
オーバーヘッドプロジェクタ	2
プロジェクター	1
マルチプロジェクタ	1
実物投影機	1
投影拡大装置	1
デジタルカメラ	1
デジタルビデオカメラ	1
ノートパソコン	2
特定小電力トランシーバー	18

【体育関係】

品名	数量
跳箱	1
平均台	2
バスケット台	2
ソフトバレー・バド支柱	1
レッグレイズ・チン&ディップ	1
ベントレッグアブドミナル	1
45° バックエクステンションベンチ	1
チェストプレス	1
スミスマシン	1
プレートセット175kg	1
クロームダンベルセット	1
ダンベルラック	2
ラバーセットダンベル各種	5
フラットベンチ	1
ストレッチングベンチ	1
リフエックスミラー	2
ユニロール	1
プールカバークロスラム保温シート	1
プールカバーCタイプ	1
プールフロアN型	25

6 予算

(単位：千円)

区 分		令和6年度	令和7年度
報 償 費		4,282	4,890
旅 費		1,668	1,933
需 用 費	食 糧 費	180	200
	そ の 他	15,722	15,826
	小 計	15,902	16,026
役 務 費	保 険 料	238	240
	そ の 他	2,054	2,206
	小 計	2,292	2,446
委 託 料		7,836	8,223
使用料及び賃借料		506	538
備 品 購 入 費		2,000	2,000
負担金、補助及び交付金		17,059	18,519
公 課 費		110	123
合 計		51,655	54,698

第 2

令和 7 年度教育訓練実施計画

1 教育訓練の目的

教育訓練は、山梨県消防学校規則及び「消防学校の教育訓練の基準」（平成15年1月19日消防庁告示第3号）に基づき、社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を充たす消防に係る知識及び技能の効率的かつ効果的な修得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう、消防職員及び消防団員等の資質を高めることを目的として実施する。

2 教育訓練の方針

教育訓練の目的達成のため、次の方針の実践に努める。

- (1) 消防職員及び消防団員に対し、消防防災の本質と責務及び基本理念を正しく認識させ、人間性豊かな人材を育成する。
- (2) 消防職員及び消防団員に対し、公正明朗な品位と良識の高揚を図り、消防組織人として必要な資質の向上を図る。
- (3) 消防職員及び消防団員に対し、厳正な規律を身につけさせるとともに、協同精神の涵養を図る。
- (4) 消防職員及び消防団員に対し、社会情勢の変化に即応できる高度な専門的知識と技術を修得させる。
- (5) 地域社会の消防防災活動等に貢献できる消防職員及び消防団員等を育成する。

3 教育訓練の特色

近年、各種災害の大規模化・複雑化が進み、また、国民保護及び救急の高度化などの消防に対する新たな期待やニーズが高まっており、消防を取り巻く環境は急速に変化している。

全国の災害状況に目を向けると、令和6年1月には、石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生し、住宅の倒壊や火災等により、多くの尊い命が奪われるなど甚大な被害が生じた。

石川県ではさらに、9月21日午前中に線状降水帯が発生し、一部地域に大雨特別警報が発表された。石川県内の多いところでは20日から22日までの総降水量が500ミリを超え、9月中1箇月間の平年の降水量の2倍を上回るなど、北陸地方や東北地方の日本海側では記録的な大雨となった。

消防業務に目を向けてみると、近年の災害は複雑・多様化しており、消防に求められる役割も多くなっている一方で、安全管理面など過去の事案を教訓とし、安全・確実な任務遂行も必要となってきた。

本県は、周囲を3,000m級の峰々に囲まれ、急峻な箇所が多く、地震・暴風・豪雨・地滑りなど多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にある。

また、南海トラフ地震や首都直下地震、富士山噴火などの発生が危惧されており、大規模災害への対応など、消防防災力を更に高めることが喫緊の課題となっている。

こうした情勢を踏まえ、令和7年度は、複雑・多様化する災害等への的確に対応できる消防職員及び消防団員を育成するため、次の教育訓練を実施する。

消防職員教育は、初任総合教育（初任教育と専科教育救急科を併せた8箇月教育）、専科教育（警防科・危険物科・火災調査科・救急科・救助科）及び幹部教育（幹部科・上級幹部科）を実施するとともに、特別教育では、山岳・水難救助研修、指令課員に係る専門的知識・技能を修得させる通信指令員研修や女性消防吏員研修を引き続き行うなど、消防需要の専門化・高度化に対応した教育訓練を実施する。

また、近年火災件数の減少に伴い、火災現場の経験不足が懸念されていることから、ホットトレーニング施設を活用した濃煙熱気実火災研修を実施し、火災性状及び消火戦術等の更なる技術の向上を図る。

消防団員教育は、基礎教育、専科教育（警防科・機関科）、幹部教育（初級幹部科・指揮幹部科現場指揮課程・指揮幹部科分団指揮課程）及び特別教育（移動消防学校・一日入校等）を実施し、地域防災の中核としての消防団員を育成強化していく。

特に、幹部教育指揮幹部科では、大規模災害時に現場指揮者として活動する幹部団員を対象に、災害現場における指揮要領に関する実践的な訓練を実施し、また、特別教育では女性消防団員研修を引き続き実施するとともに、従来から実施しているドローン研修について、基礎的な知識や操縦技術の習得に加え、夜間飛行やドローンからの映像を活用した災害想定訓練を実施するなど、消防団の災害対応能力を向上させる教育訓練を実施する。

更に、自然災害の頻発化などにより、消防・防災に対する県民の期待や関心が高まっていることから、自主防災組織等への防災教育をとおり、防火・防災に関する基本的な知識をより一層深めることにより、災害発生時における自主防災活動が適切に行えるよう教育訓練を実施する。

4 教育訓練の種類

(1) 消防職員教育

ア 初任総合教育（初任教育及び救急科）

新たに採用した消防職員のすべてに対して行う基礎的教育訓練及び救急分野に関する専門的教育訓練をいう。

教育訓練内容は、一般教養・実務教育と併せ、専門的な救急教育を一体的に行うことにより、消防人としての使命感と基礎的知識や技術を修得させるとともに、厳正かつ規律正しい寮生活を通じて、社会人としての自覚と団体行動の重要性を認識させ、協同精神の涵養を図る。

また、救急隊員としての専門的な知識及び技術を修得させ、救急自動車に乗務できる資格を取得させる。

イ 専科教育

現任の消防職員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練をいう。

教育訓練内容は、社会構造の成熟化、科学技術の高度化等に伴い、複雑多様化する各種災害や気象変動、地殻変動による風水害や地震、噴火等の自然災害、更には資格制度等に的確に対応できる専門的知識や技術の修得を図る。

ウ 幹部教育

幹部（主として消防司令補以上の階級にある者をいう。）に対して行う一般的に必要な教育訓練をいう。

教育訓練内容は、各級幹部としての管理、監督者としての総合的視野に立った施策、組織管理能力の向上及び現場指揮能力の養成を図る。

また、組織内外から発生する様々な問題への的確に対応できる幅広い知識と判断力を養い、自己啓発の助長を図る。

エ 特別教育

初任・専科・幹部教育以外の教育訓練で、特別の目的のために実施するものをいう。

教育訓練内容は、社会情勢や消防を取り巻く環境の変化、消防職員の要望に即応した柔軟な教育訓練を実施する。

なお、消防本部が企画する教育訓練についても、要請がある場合は、本校職員を積極的に派遣する。

(2) 消防団員教育

ア 基礎教育

任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練をいう。

教育訓練内容は、消防団員としての経験が概ね3年に満たず、消防学校における教育訓練を受講したことの無い者（団員の階級にある者に限る。）を対象に、地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解させ、災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動ができる基礎知識と技術の修得を図る。

イ 専科教育

主として基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練をいう。

教育訓練内容は、火災防ぎょ活動や機関運用、更には各種災害事象における消防団の役割及び活動内容を理解させるとともに、消防自動車を迅速かつ的確に運行できる等、災害現場において活動の中核が担えるよう、専門的知識の修得を図る。

ウ 幹部教育

幹部（班長以上の階級にある者をいう。）に対して行う一般的に必要な教育訓練をいう。

教育訓練内容は、各級幹部としての職責を自覚し、規律、災害活動要領、安全管理及び地元住民に対する防災指導等、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識と、消防団に期待される役割や効果的な防ぎょ活動の在り方を深く理解させる。

エ 特別教育

基礎・専科・幹部教育以外の教育訓練で、特別の目的のために実施するものをいう。

教育訓練内容は、社会情勢や消防を取り巻く環境の変化、地域特性及び消防団員の要望に即応した柔軟な教育訓練を実施する。

なお、市町村が企画する教育訓練についても、要請がある場合は、本校職員を積極的に派遣する。

消防団員教育の案内については、山梨県消防学校ホームページからダウンロード可能
掲載ページURL <https://www.pref.yamanashi.jp/shobo-gk/danannai.html>

(3) 自主防災組織等への防災教育

自主防災組織等に関わる県民に対して行う教育訓練をいう。

県防災危機管理課、県立防災安全センター及び各市町村が実施する防災教育への協力・支援をとおして、県民の防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。

5 消防本部等との連携

教育訓練の実施にあたっては、消防本部、消防団、県庁関係所属及び市町村等と密接に連携し、教育効果の向上を図る。

6 消防団員に対する教育訓練の特例

(1) 消防学校において教育訓練を受講することが困難であると認められるときは、消防

学校の教官を教育訓練実施場所に派遣して、教育訓練を行う。

- (2) 教育訓練を一の期間でまとめて受講することが困難であると認められるときは、所定の教科目を半日単位で受講できることとする。この場合においては、未受講分の教科目を概ね3年の範囲内で受講した者を当該課程の修了と認定する。
- (3) 基礎教育及び専科教育（警防科・機関科）については、教育訓練内容の一部を入校前教育として市町村等で受講することにより、消防学校における教科目の修了と認定する。

7 消防職員教育訓練 体系表

初任総合教育（初任教育及び救急科）		新たに採用した消防職員
専科教育	警防科 （特殊災害科を含む。）	警防担当者
	予防査察科（隔年開催）	予防担当者
	危険物科（隔年開催）	危険物担当者
	火災調査科	火災調査担当者
	救急科 （初任総合教育を含む。）	消防職員
	救助科（隔年開催）	消防職員（要件あり）
幹部教育	幹部科	主として消防司令又は消防司令補の階級にある者 （消防士長であって部隊の長又は係の長を含む。）
	上級幹部科	主として消防司令長以上の階級にある者
特別教育	はしご自動車研修	消防職員
	濃煙熱気実火災研修	消防職員（要件あり）
	無線従事者講習	消防職員
	玉掛け技能講習	玉掛けの補助作業業務に従事した経験を有する者
	小型移動式クレーン運転 技能講習	玉掛け技能講習修了資格を有する者
	玉掛業務従事者安全衛生 教育	玉掛け技能講習修了資格取得後、概ね5年を超えて 業務に従事する者
	水難救助研修	消防職員（要件あり）
	山岳救助研修（隔年開催）	消防職員（要件あり）
	山岳救助指導者養成研修 （隔年開催）	消防職員（要件あり）
	救急隊長研修	消防職員（要件あり）
	機関員研修	消防職員（要件あり）
	通信指令員研修	消防職員（要件あり）
	特別研修	消防職員

：令和7年度は実施しない。

8 消防職員教育訓練 計画表

課程		実施期間	日数	定員
初任総合教育（初任教育及び救急科）		令和 7年 4月 7日(月) ～ 11月28日(金)	157日	60人
専科教育	警防科 (特殊災害科を含む。)	令和 7年12月 1日(月) ～ 12月12日(金)	10日	30人
	予防査察科（隔年開催）	令和 7年度は実施しない。	10日	30人
	危険物科（隔年開催）	令和 8年 2月 2日(月) ～ 2月 6日(金)	5日	30人
	火災調査科	令和 8年 1月19日(月) ～ 1月30日(金)	10日	30人
	救急科 (初任総合教育に含む。)	初任総合教育実施期間中	38日	60人
	救助科（隔年開催）	令和 8年 2月13日(金) ～ 3月13日(金)	20日	30人
幹部教育	幹部科	令和 7年 5月12日(月) ～ 5月23日(金)	10日	30人
	上級幹部科	令和 7年 4月23日(水) ～ 4月25日(金)	3日	30人
特別教育	はしご自動車研修	令和 7年11月17日(月) ～ 11月19日(水)	3日	30人
	濃煙熱気実火災研修	下部、枠外に記載（※）	6回	各回10人
	無線従事者講習	令和 7年11月13日(木) ～ 11月14日(金)	2日	60人
	玉掛け技能講習	令和 7年12月17日(水) ～ 12月19日(金)	3日	30人
	小型移動式クレーン運転 技能講習	令和 8年 1月14日(水) ～ 1月16日(金)	3日	30人
	玉掛業務従事者安全衛生 教育	令和 7年12月16日(火)	1日	50人
	水難救助研修	令和 7年 7月 7日(月) ～ 7月11日(金)	5日	20人
	山岳救助研修（隔年開催）	令和 7年 9月29日(月) ～ 10月 3日(金)	5日	30人
	山岳救助指導者養成研修 (隔年開催)	令和 7年度は実施しない。	4日	10人 (各本部1名)
	救急隊長研修	令和 7年 9月 4日(木) ～ 9月 5日(金)	2日	30人
	機関員研修	令和 7年10月 6日(月) ～ 10月 8日(水)	3日	30人
	通信指令員研修	令和 7年 7月 2日(水) ～ 7月 4日(金)	3日	30人
	特別研修	別途通知	—	—

※ 6月18日(水)、6月25日(水)、9月10日(水)、9月17日(水)、10月15日(水)、10月22日(水)
いずれの日も予備日は2日後

15

[illegible]

10 消防職員教育訓練 カリキュラム

(1) 共通事項

ア 教科目及び単位時間数

- (ア) 一単位時間は、50分を基準とする。
- (イ) 一週間の単位時間数は、35を基準として編成する。
- (ウ) 基準となる教科目及び単位時間数であり、訓練内容に応じて適宜編成する。

イ 修了基準

学校長は、各課程の修了基準を満たした者の修了を認定し、修了証書（初任総合教育は、卒業証書）を交付する。

ウ 登校（受付）時間

授業開始30分前から10分前までとする。（初任総合教育（宿泊研修）は除く。）

エ 服装

原則として、各消防本部服制規則等による「制服」とする。

オ 携行品等

消防職員教育訓練 携行品一覧のとおりとする。

(2) 初任総合教育（初任教育及び救急科）

対象者	新たに採用した消防職員
目的	初任教育及び救急科課程を総合的に行い、職務に必要な心構え及び基礎的知識・技術並びに救急隊員資格を身につけさせ、現場対応能力を向上させる。
到達目標	1 服務義務を理解し、職務意欲が旺盛で、住民の信頼を得られること。 2 警防隊員として、基本的な安全管理について理解し、自らの安全を確保し、災害現場では隊長の下命に基づく基本的な活動ができること。 3 消防業務全般について概要を理解していること。 4 住民からの一般的な質問に応答できること。 5 救急業務及び救急医学に関する基礎的な知識を有していること。 6 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する専門的知識を有しており、応急処置時における的確な観察及び判断能力を備えていること。 7 応急処置に必要な専門的スキルを十分に発揮できること。 8 救急用器具及び材料の取扱いに関して精通していること。
修了基準	1 初任教育については、教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。 2 救急科については、資格付与課程のため、教育訓練全体のすべてを履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。

教科目		分類指標・教育内容	単位時間数
基礎教育	倫理	現代社会と消防、地域社会と消防等	5
	法学基礎・消防法	消防行政と法、法の分類等	20
	消防組織制度	地方自治制度、自治体消防制度等	9
	服務と勤務	地方公務員制度、消防実務等	28
	理化学	物理、化学、電気、燃焼と消火等	10
実務教育	予防広報	防火管理の意義等	20
	危険物	消防法上の危険物等	8
	消防用設備	消防用設備等の規制概要等	12
	査察	総則、査察要領、違反処理等	27
	建築	総則、建築構造、建築法令等	10
	安全管理	安全管理の概要等	16
	特殊災害と保安	特殊災害の概説等	10
	火災防ぎょ	火災、火災防ぎょの概要等	30
	火災調査	火災原因調査、火災損害調査等	15
	防災	災害対策、気象と災害等	23
	救急	概要、人体知識、応急処置法等	50
	消防機械・ポンプ	消防用自動車、消防通信等	10
実科訓練	訓練礼式	訓練礼式の概要、各個訓練等	50
	消防活動訓練	訓練の概要、ポンプ自動車等	90
	救助訓練	概要、ロープ取扱技術等	45
	機器取扱訓練	消防機器の概要等	55
	消防活動応用訓練	消火活動訓練、救助活動訓練等	100
	体育	健康と体力他	55
その他	実務研修	消防署勤務実習	35
	選択研修	社会教育他	40
	行事その他	入校式、修了式等	60
計			833
専科教育救急科	救急業務及び救急医学の基礎	救急業務の総論及び医学概論等	50
	応急処置の総論	観察、検査、応急処置総論等	73
	病態別応急処置	心肺停止、ショック・循環不全等	67
	特殊病態別応急処置	小児、新生児、高齢者等	25
	実習及び行事	救急資器材の操作法等	51
計			266
合計			1099

(3) 専科教育

ア 警防科（特殊災害科を含む。）

対象者	警防担当者		
目的	災害現場における各級指揮者としての専門的知識や技術を修得させるとともに、災害に応じた適切かつ効果的な消防戦術を指揮できる能力の向上を図る。		
到達目標	1 警防行政の現状及び課題を理解していること。 2 防災関係法令に関する専門的知識及び災害対策に関する最新の知識を豊富に有していること。 3 各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場において部隊を適切かつ効果的に指揮できること。 4 心身の健康管理に積極的に取り組めること。 5 安全、適切かつ効果的な消防活動に必要な特殊物質に関する専門的知識を豊富に有していること。 6 特殊かつ異様な災害への対応を含め、災害の態様に応じた的確な消防活動要領を理解していること。 7 災害現場において、隊員の安全管理を優先して、適切かつ効果的な消防戦術を指揮できること。		
修了基準	教育訓練全体の 85 % 以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		
教科目		分類指標・教育内容	単位時間数
講話		職責と心構え	1
防災		関係法令等	5
警防対策		警防行政の現状と課題等	14
消防戦術と安全管理		災害現場の指揮等	14
図上訓練		図上訓練の企画立案等	7
実技訓練		実技訓練の企画立案等	18
特殊災害		特殊災害に対する活動要領と安全管理	7
健康管理		消防職員の体力づくり等	3
行事その他		入校式、修了式等	1
計			70

イ 予防査察科（隔年開催）

対象者	予防担当者	
目的	予防業務に係わる防火管理や消防用設備などの専門的知識及び技術を修得させ、職務遂行能力の向上を図る。	

到達目標	1 査察行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。 2 防火管理、建築規制、危険物規制及び消防用設備等に係る専門的知識を豊富に有しており、査察要領を修得していること。 3 違反処理に係る専門的知識を修得し、違反対象物の関係者（当該違反対象物の管理について権原を有する者を含む。）に対して是正を指導できること。		
修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		
教科目		分類指標・教育内容	単位時間数
講話		職責と心構え	1
予防査察行政の現状と課題		予防査察行政の現状と課題等	1
消防同意		消防同意の概要	6
査察		査察要領等	26
危険物規制		製造所等に対する規制と査察要領	7
違反処理		違反処理の概要等	14
査察・違反処理実習		防火対象物の査察・違反処理等	7
事例研究		実務研究課題討議	7
行事その他		入校式、修了式等	1
計			70

ウ 危険物科（隔年開催）

対象者	危険物担当者		
目的	消防危険物の特性や性状を理解させるとともに、危険物規制の知識や技術を修得させ、職務執行能力の向上を図る。		
到達目標	1 危険物行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。 2 危険物化学、指定可燃物及び液化石油ガス等に関して、災害対策上必要な化学的特性等に係る専門的知識を豊富に有していること。 3 危険物施設に対して許認可等の規制を的確に行い、違反を適切に処理できること。		
修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		
教科目		分類指標・教育内容	単位時間数
講話		職責と心構え	1
危険物行政の現状と課題		危険物行政の現状と課題等	2
危険物化学		各危険物の概要等	5
危険物規制		危険物施設の規制等	19
事例研究		実務研究課題討議	7

行事その他	入校式、修了式等	1
計		35

エ 火災調査科

対象者	火災調査担当者	
目的	火災調査に係る専門的知識及び技術を修得させ、火災現場での調査業務を的確に遂行できる能力の向上を図る。	
到達目標	1 火災調査業務に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。 2 原因調査、損害調査及び鑑定等に係る専門的知識を豊富に有しており、的確な判断能力を備えていること。 3 文書実務に係る知識を豊富に有しており、技能を十分に発揮できること。	
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。	
教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
講話	職責と心構え	1
原因調査関係法規	消防法関係等	6
原因調査	原因調査の内容、原因調査の進め方等	25
損害調査	損害調査の内容、損害調査の進め方等	7
鑑定	鑑定の概念、鑑定の実施要領	3
調査実習	模擬火災調査	7
調査書類	調査書類の作成要領	14
事例研究	実務研究課題討議	6
その他	入校式、修了式等	1
計		70

オ 救急科（初任総合教育に含む。）

対象者	消防職員	
目的	救急医学に関する基礎知識に基づき、救急活動時における的確な観察、判断能力及び応急処置に必要な専門的技能を修得させ、救急隊員として活動できる能力を身につけさせる。	
到達目標	1 救急業務及び救急医学に関する基礎的な知識を有していること。 2 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する専門的知識を有しており、応急処置時における的確な観察及び判断能力を備えていること。 3 応急処置に必要な専門的技能を十分に発揮できること。 4 救急用器具及び材料の取扱いに関して精通していること。	

修了基準	資格付与課程のため、教育訓練全体のすべてを履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。	
教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
救急業務及び救急医学の基礎	救急業務の総論及び医学概論等	50
応急処置の総論	観察、検査、応急処置総論等	73
病態別応急処置	心肺停止、ショック・循環不全等	67
特殊病態別応急処置	小児、新生児、高齢者等	25
実習及び行事	救急資器材の操作法等	51
計		266

カ 救助科（隔年開催）

対象者	消防職員	
要件	心疾患、糖尿病、高血圧等の疾患がなく健康状態の良好な者とする。 (血圧は、最高血圧140mmHg、最低血圧90mmHg未満の者とする。)	
目的	救助活動に係る最新の専門的知識や高度な技能及び技術を修得させ、厳しい条件のもとにおいて、救助活動を遂行し得る旺盛な士気を身につけさせる。	
到達目標	1 厳しい条件の下において救助活動を遂行し得る旺盛な士気及び強健な身体を有していること。 2 救助活動に係る最新の専門的知識を豊富に有しており、専門的で高度な技能及び技術を備え、これらを活用した応用力を十分に発揮できること。 3 救助活動及び救助訓練において自らの安全を確保できること。	
修了基準	資格付与課程のため、教育訓練全体のすべてを履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。	
教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
講話	職責と心構え	1
安全管理	概要、救助活動における安全管理等	21
災害救助対策	概要、緊急消防援助隊等	23
救急	外傷処置、多数傷病者発生時の処置	5
救助器具取扱訓練	主要な救助器具の取扱い	21
救助訓練	高所からの救助、低所からの救助他	35
総合訓練	想定訓練	30
体育	体力管理等	3
行事その他	入校式、修了式等	1
計		140

(3) 幹部教育

ア 幹部科

対象者	主として消防司令又は消防司令補の階級にある者 (消防士長の階級にある者であって、部隊又は係の長である者を含む。)	
目的	幹部職員として、消防行政の現状や課題を正しく認識させ、現場活動に必要な指揮能力を養うとともに、上司の補佐及び部下の指導を行い、職務を遂行できる能力の向上を図る。	
到達目標	1 初級・中級幹部としての責任及び立場を正しく認識していること。 2 初級・中級幹部として消防行政の動向を理解していること。 3 上司を補佐し、部下を指導できること。 4 事故及び障害の発生時に、迅速な初動対応ができること。 5 災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命を行えること。	
修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。	
教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
講話	公務員倫理と消防職員の倫理等	1
訓練礼式	点検、礼式	2
消防時事	消防行政の現状と課題、消防法令	8
消防財政	国と地方の関係、財政の仕組み等	3
人事業務管理	組織と監督、議会、事故防止等	12
安全管理	公務災害、安全対策	10
現場指揮	災害現場の指揮、現場指揮要領等	18
事例研究	実務研究課題討議	15
行事その他	入校式、修了式等	1
計		70

イ 上級幹部科

対象者	主として消防司令長以上の階級にある者	
目的	消防管理職としての業務管理や人事管理に必要な見識並びに職務遂行に必要な判断力を高め、組織全体を円滑に運営管理できる能力の向上を図る。	
到達目標	上級幹部にふさわしい業務管理、人事管理及び危機管理に必要な知見を備え、かつ、職責遂行に必要な水準の判断力を有し、組織全体を円滑に運営できること。	
修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。	

教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
管理職の役割	上級幹部としての職責と心構え	2
業務管理	地方自治、消防行財政、情報政策	3
人事管理	人事管理、人権、健康管理指導等	4
危機管理	危機管理理論等	3
事例研究	実務研究課題討議	8
行事その他	入校式、修了式等	1
計		21

(4) 特別教育

ア はしご自動車研修

対象者	消防職員			
目的	はしご機関担当者に、業務に必要な専門的な知識及び技術を修得させる。			
修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。			
	教科目	単位時間数	教科目	単位時間数
	安全管理	3	点検・整備	3
	取り扱い基本理論	2	故障と対策	3
	特殊装置の構造	1	効果確認（質疑応答）	1
	基本取扱い操作	4	行事その他	1
	応用操作	3	計	21

イ 濃煙熱気実火災研修

対象者	消防職員			
要件	1 心疾患、糖尿病、高血圧等の疾患がなく健康状態の良好な者とする。 （血圧は、最高血圧 1 4 0 m m H g、最低血圧 9 0 m m H g 未満の者とする。） 2 各消防本部の出動計画において、第一出場で出動する役職の上位者からとする。 なお、毎日勤務者の推薦も可能とする。			
目的	火災現場と同様の熱、煙を体験させるとともに、火災性状等に関する知識及び高い注水技術を身につけさせる。			
修了基準	教育訓練全体の 8 5 % 以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。			
教科目		単位時間数	教科目	単位時間数
火災性状・消火理論・検討会		2	行事その他	1
実火災訓練		4	計	7

ウ 無線従事者講習

対象者	消防職員			
目的	無線従事者として必要な法規及び無線工学を修得させ、「第二級陸上特殊無線技士」の資格を取得させる。			
修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。			
教科目		単位時間数	教科目	単位時間数
法規		5	修了試験・行事等	2
無線工学		4	計	11

エ 玉掛け技能講習

対象者	玉掛けの補助作業業務に従事した経験を有する者			
目的	玉掛け技能講習修了資格を取得させる。			
修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。			
	教科目	単位時間数	教科目	単位時間数
	クレーン等の玉掛けの方法	3	クレーン等の運転のための 合図（実技）	1
	力学に関する知識	3		
	クレーン等に関する知識	1	クレーン等の玉掛け	4
	関係法令	1	修了試験（実技）	3
	クレーン等の玉掛けの方法、 合図	3	行事その他	1
			計	21
	修了試験（学科）	1		

オ 小型移動式クレーン運転技能講習

対象者	玉掛け技能講習修了資格を有する者			
目的	小型移動式クレーンの技能講習修了資格を取得させる。			
修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。			
教科目		単位時間数	教科目	単位時間数
小型移動式クレーンに関する知識		6	運転のための合図	1
			小型移動式クレーンの運転	6
関係法令		1	修了試験（実技）	2
原動機及び電気		3	行事その他	1
修了試験（学科）		1	計	21

カ 玉掛け業務従事者安全衛生教育

対象者	玉掛け技能講習修了資格取得後、概ね５年を超えて業務に従事する者		
目的	玉掛け技能講習修了資格を有する者を対象に、労働安全衛生法第６０条の２に規定する安全衛生教育を受講させる。		
修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		
教科目	単位時間数	教科目	単位時間数
最近の玉掛け用具等の特徴	1	災害事例及び関係法令	2
玉掛け用具等の取り扱いと 保安管理	3	行事その他	1
		計	7

キ 水難救助研修

対象者	消防職員		
要件	1 救助業務に携わる者とする。 2 心疾患、糖尿病、高血圧等の疾患がなく健康状態の良好な者とする。 （血圧は、最高血圧１４０mmHg、最低血圧９０mmHg未満の者とする。） 3 １００mの泳力がある者とする。 4 立ち泳ぎが２分できる者とする。		
目的	水難救助活動に係る専門的知識や技能及び技術を修得させ、特殊環境下での業務を的確に遂行できる能力の向上を図る。		
修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		
教科目	単位時間数	教科目	単位時間数
水難救助概論	3	流水救助活動	7
安全管理	3	資器材点検・整備	1
水面救助活動 （潜水活動を含む）	20	行事その他	1
		計	35

ク 山岳救助研修（隔年開催）

対象者	消防職員		
要件	1 救助業務に携わる者とする。 2 心疾患、糖尿病、高血圧等の疾患がなく健康状態の良好な者とする。 （血圧は、最高血圧１４０mmHg、最低血圧９０mmHg未満の者とする。）		
目的	山岳救助活動に係る専門的知識や技能及び技術を修得させ、特殊環境下での業務を的確に遂行できる能力の向上を図る。		

修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		
教科目	単位時間数	教科目	単位時間数
安全管理	1	山岳救助活動（高所救助）	7
資器材の諸元・性能	5	山岳救助活動（低所救助）	7
資器材取り扱い訓練	7	行事その他	1
山岳救助活動（降下・登はん）	7	計	35

ケ 山岳救助指導者養成研修（隔年開催）

対象者	消防職員		
要件	1 心疾患、糖尿病、高血圧等の疾患がなく健康状態の良好な者とする。 （血圧は、最高血圧１４０mmHg、最低血圧９０mmHg未満の者とする。） 2 山岳救助活動の基本的技術を習得している者とする。 3 概ね３０歳以上で５０歳未満の者とする。		
目的	山岳救助活動の基本的技術を習得している職員に対し、山岳救助現場での即応力及び業務を的確に遂行できる能力の向上と共に、消防本部の指導者として技能の向上を図る。		
修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		
教科目	単位時間数	教科目	単位時間数
確保理論	3	総合研修	6
装備点検・器具の使用法	4	行事その他	1
基礎研修Ⅰ・基礎研修Ⅱ	14	計	28

コ 救急隊長研修

対象者	救急隊長又は救急係長の職にある者（救急救命士に限定しない。）		
目的	救急業務の指導的立場の職員に対して、救急行政の現状や課題を正しく認識させ、職務遂行に必要な判断力及び指導力の向上を図る。		
修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		
教科目	単位時間数	教科目	単位時間数
救急行政の現状と課題	3	コミュニケーションスキル	2
救急業務に係る法律問題・訴訟対策	3	指導救命士制度・現任救急隊員教育のあり方	2
メディカルコントロール体制	1	行事その他	1

個人情報保護・報道対応	2	計	14
-------------	---	---	----

サ 機関員研修

対象者	消防職員			
目的	消防車両の安全な運行を確保するため、運転、操作に係る専門的知識及び技能を修得させ、機関業務を的確に遂行できる能力の向上を図る。			
修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。			
教科目		単位時間数	教科目	単位時間数
道路交通関係法規		1.5	消火理論・放水隊形	6.5
走行訓練		5	行事その他	1
ポンプ工学・運用		7	計	21

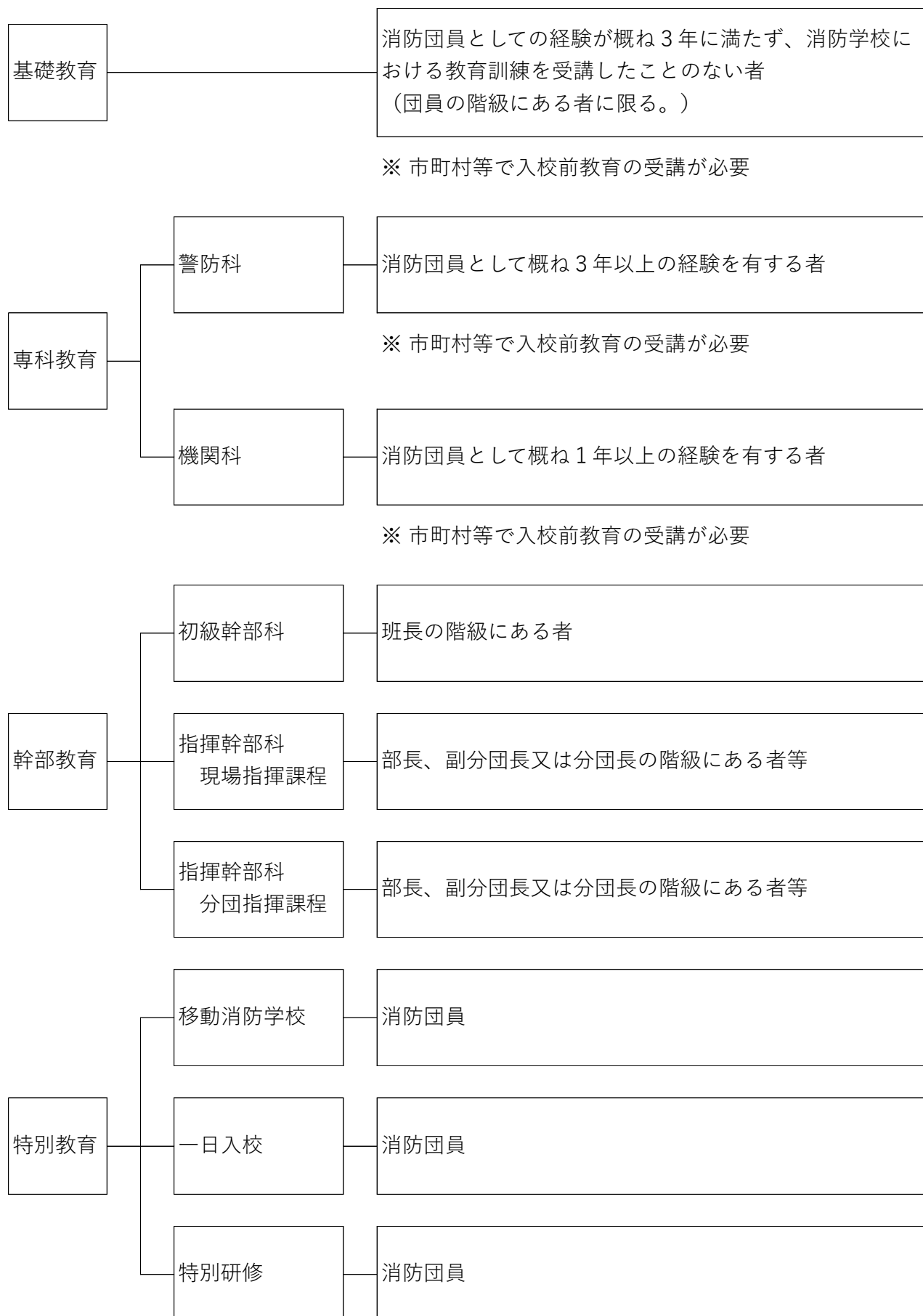
シ 通信指令員研修

対象者	消防職員（通信指令業務に従事する者）			
目的	通報時の情報収集と分析、活動隊への適切な情報伝達及び通報者への効果的な口頭指導等、職務遂行に必要な専門的知識と技術の向上を図る。			
修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。			
教科目		単位時間数	教科目	単位時間数
通信指令員の役割		2.5	医学的知識	3
通信コミュニケーション		2	事例研究	3.5
事案対応		2	行事その他	1
図上訓練		3	通報対応訓練	4
			計	21

ス 特別研修

対象者	消防職員		
目的	消防職員教育の充実強化のため、消防学校において、特別の要望に応じた教育訓練を実施し、消防活動知識及び技術の向上を図る。		
修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		
教科目	訓練内容に応じて適宜編成する。		

1 1 消防団員教育訓練 体系表



1 2 消防団員教育訓練 計画表

課程		実施期間		日数	定員
基礎教育	第 1 次	令和 7 年 4 月 20 日(日)		1 日	70 人
	第 2 次	令和 7 年 10 月 11 日(土)		1 日	70 人
専科教育	警防科	令和 7 年 6 月 7 日(土)		1 日	70 人
	機関科	第 1 次 令和 7 年 6 月 14 日(土)		1 日	70 人
		第 2 次 令和 7 年 10 月 26 日(日)		1 日	70 人
幹部教育	初級幹部科	第 1 次 令和 7 年 5 月 10 日(土) ・ 5 月 25 日(日)		2 日	70 人
		第 2 次 令和 7 年 9 月 7 日(日) ・ 9 月 20 日(土)		2 日	70 人
	指揮幹部科 現場指揮課程		令和 7 年 5 月 18 日(日) ・ 5 月 31 日(土)	2 日	70 人
	指揮幹部科 分団指揮課程		令和 7 年 10 月 4 日(土) ・ 10 月 19 日(日)	2 日	70 人
特別教育	移動消防学校 (※1)		令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの間 で随時 (年末年始は除く。)	－	－
	一日入校 (※2)		令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの間 で随時 (年末年始は除く。)	－	－
	特別研修		別途通知	－	－

※1 山梨県消防協会支部単位で、各支部年 1 回まで「現地において」実施する。

※2 市町村単位で、各市町村年 1 回まで「消防学校において」実施する。

1 3 消防団員教育訓練 日程表

[illegible]

1 4 消防団員教育訓練 カリキュラム

(1) 共通事項

ア 教科目及び単位時間数

(ア) 一単位時間は、50分を基準とする。

(イ) 基準となる教科目及び単位時間数であり、訓練内容に応じて適宜編成する。

イ 修了基準

学校長は、以下の基準を満たした者の修了を認定し、修了証書（一日入校及び特別研修は除く。）を交付する。

指揮幹部科の現場指揮課程及び分団指揮課程は、それぞれに修了証書を交付し、両課程を修了した場合、指揮幹部科の修了証書を交付するとともに、当該者が消防団の活動時における指揮者であることを示す「き章」を交付する。

ウ 登校（受付）時間

授業開始30分前から10分前までとする。

エ 服装

各市町村消防団服制規則等による「活動服」とする。

オ 携行品等

消防団員教育訓練 携行品一覧のとおりとする。

(2) 基礎教育 （※ 入校前教育あり）

対象者	消防団員としての経験が概ね3年に満たず、消防学校における教育訓練を受講したことの無い者（団員の階級にある者に限る。）	
目的	消防の組織制度を理解させ、消防団員としての資質の向上を図るとともに、消防活動上必要な基礎的知識や技術を身につけさせる。	
到達目標	1 地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解していること。 2 災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できること。	
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。	
教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
講話	職責と心構え	1
訓練礼式	各個訓練、通常点検、敬礼動作等	2
ポンプ操法	放水訓練	2
火災防ぎょ	概要（火災防ぎょ戦術の原則）	1
行事その他	入校式、修了式等	1
計		7

※ 基礎教育入校前に、以下の教科目を市町村等で受講する必要がある。

教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
訓練礼式	各個訓練（停止間の動作）	1
組織制度	消防団の概要、消防団の活動	2
ポンプ操法	消防ポンプ操法の概要	1
火災防ぎょ	概要（火災防ぎょ戦術の原則を除く）	2
防災	災害対策、現地活動要領	2
救急救助	救急法、救助法	5
緊急自動車運行管理	道路交通法、道路運送車両法	2
安全管理	危険予知訓練	2
計		17

(3) 専科教育

ア 警防科（※ 入校前教育あり）

対象者	消防団員として概ね３年以上の経験を有する者	
目的	消防活動上必要な専門的知識及び技術の向上を図る。	
到達目標	1 火災防ぎょ活動に関する専門的知識及び行動原則並びに各種災害事象における消防団の役割及び活動内容を理解していること。 2 災害現場において中核的な活動を遂行できること。	
修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。	
教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
火災防ぎょ	通論、火災防ぎょ行動、火災想定訓練	4
事例研究	事例研究課題討議	2
行事その他	入校式、修了式等	1
計		7

※ 警防科入校前に、以下の教科目を市町村等で受講する必要がある。

教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
講話	職責と心構え	1
防災	災害対策、現場活動要領	2
安全管理	危険予知訓練	2
計		5

イ 機関科 （※ 入校前教育あり）

対象者	消防団員として概ね１年以上の経験を有する者	
目的	道路交通関係法令及びポンプ工学、ポンプ運用等に関する専門的知識及び技術を修得させる。	
到達目標	１ 道路交通関係法令及びポンプ工学に関する専門的知識を有していること。 ２ 消防自動車を迅速かつ的確に運行できること。	
修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。	
教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
道路交通関係法令	道路交通法、道路運送車両法	１
緊急走行要領	緊急走行の基本原則等	１
ポンプ運用	ポンプの構造と作用等	１
機関整備	故障と対策等	３
行事その他	入校式、修了式等	１
計		７

※ 機関科入校前に、以下の教科目を市町村等で受講する必要がある。

教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
講話	職責と心構え	１
緊急走行要領	走行訓練	１
ポンプ運用	ポンプ運用訓練	２
機関整備	点検整備	１
計		５

(4) 幹部教育

ア 初級幹部科

対象者	班長の階級にある者	
目的	初級幹部（指導者）としての必要な職責の自覚、規律を高めるとともに、消防活動上必要な現場指揮に関する知識及び技術を修得させる。	
到達目標	１ 消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を深く理解していること。 ２ 地域住民に対して防災指導を行えること。	
修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。	

教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
講話	職責と心構え	1
訓練礼式	訓練礼式指導要領	1
現場指揮	現場指揮要領、火災想定訓練	3
防災	災害対策、現場活動要領	2
防災指導要領	消火訓練・避難訓練指導要領等	2
安全管理	危険予知訓練	2
行事その他	入校式、修了式等	1
計		12

イ 指揮幹部科 現場指揮課程

対象者	部長、副分団長又は分団長の階級にある者等	
目的	災害時における現場指揮者としての職責の自覚、規律を高めるとともに、大規模災害時における的確な現場指揮及び安全管理を行うことができる能力を向上させる。	
到達目標	1 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有していること。 2 大規模災害時において、現場指揮者として火災防ぎょ、水災活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有すること並びに自主防災組織等に対して防災指導を行えること。	
修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。	
教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
講話・現場指揮・安全管理	現場指揮者としての職責と心構え等	1
火災防ぎょ訓練	大規模地震発生時における指揮要領等	2
水災活動訓練	風水害時の救助活動、指揮要領	2
救助・救命訓練	倒壊家屋等からの救助救命と指揮要領	4
避難誘導訓練	避難誘導・避難広報等	2
災害情報収集・伝達訓練	検索救助活動における活動表示等	1
地域防災指導訓練	初期消火、応急手当等の指導方法	1
行事その他	入校式、修了式等	1
計		14

ウ 指揮幹部科 分団指揮課程

対象者	部長、副分団長又は分団長の階級にある者等		
目的	分団の指揮者としての職責の自覚、規律を高めるとともに、各種災害発生時において分団を管理運営し、効果的に現場活動を行うことができる能力を向上させる。		
到達目標	1 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。 2 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深く理解していること。		
修了基準	教育訓練全体の８５％以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		
教科目		分類指標・教育内容	単位時間数
講話・組織制度・安全管理		分団指揮者としての職責と心構え等	2
防災		災害対策基本法と消防団の役割等	3
災害対応図上訓練		分団本部活動・管理運営要領等	3
事例研究		安全管理事例等	3
行事その他		入校式、修了式等	1
計			12

(5) 特別教育

ア 移動消防学校

対象者	消防団員（消防協会支部単位）	
目的	消防協会各支部長の要請により、消防団員教育の充実強化のため、現地において、社会情勢や地域の実情に応じた教育訓練を実施し、消防活動知識及び技術の向上を図る。	
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。	
教科目	訓練内容に応じて適宜編成する。	

※ 消防協会各支部、年1回までの実施とする。

イ 一日入校

対象者	消防団員（市町村単位）	
目的	市町村長の要請により、消防団員教育の充実強化のため、消防学校において、社会情勢や地域の実情に応じた教育訓練を実施し、消防活動知識及び技術の向上を図る。	
教科目	訓練内容に応じて適宜編成する。	

※ 各市町村、年1回までの実施とする。

ウ 特別研修

対象者	消防団員
目的	消防団員教育の充実強化のため、消防学校において、特別の要望に応じた教育訓練を実施し、消防活動知識及び技術の向上を図る。
教科目	訓練内容に応じて適宜編成する。

1 5 自主防災組織等への防災教育

(1) 対象者

自主防災組織等に関わる県民

自主防災組織単位で、各自主防災組織年1回までの実施とする。

(2) 目的

県防災危機管理課、県立防災安全センター及び各市町村が実施する防災教育への協力・支援をととして、県民の防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。

(3) 教科目

防火・防災に関する基本的な知識及び災害発生時における自主防災活動等の内容とする。

(4) 実施期間

令和7年4月から令和8年3月までの間で随時（年末年始は除く。）

(5) 実施場所

消防学校

(6) 登校（受付）時間

授業開始30分前から10分前までとする。

(7) 服装

訓練内容に応じた服装とする。

(8) 携行品等

自主防災組織等への防災教育 携行品一覧のとおりとする。

第 3

令和 7 年度入校手続き要領

1 消防職員教育訓練 入校推薦様式及び提出期限

課程		実施日（1日目）	様式			提出期限
			1	2	3	
初任総合教育（初任教育及び救急科）		令和 7年 4月 7日（月）	○	○	○	令和 7年 2月 7日
専科教育	警防科 （特殊災害科を含む。）	令和 7年12月 1日（月）	○			令和 7年10月31日
	予防査察科（隔年開催）					
	危険物科（隔年開催）	令和 8年 2月 2日（月）	○			令和 7年12月26日
	火災調査科	令和 8年 1月19日（月）	○			令和 7年12月19日
	救急科 （初任総合教育に含む。）	初任総合期間中	○			—
	救助科（隔年開催）	令和 8年 2月13日（金）	○			令和 8年 1月 9日
幹部教育	幹部科	令和 7年 5月12日（月）	○			令和 7年 4月11日
	上級幹部科	令和 7年 4月23日（水）	○			令和 7年 4月 4日
特別教育	はしご自動車研修	令和 7年11月17日（月）	○			令和 7年10月17日
	濃煙熱気実火災研修	令和 7年 6月18日（水）	○			令和 7年 5月16日
	無線従事者講習	令和 7年11月13日（木）	○			令和 7年10月10日
	玉掛け技能講習	令和 7年12月17日（水）	○			令和 7年11月14日
	小型移動式クレーン運転 技能講習	令和 8年 1月14日（水）	○			令和 7年11月14日
	玉掛業務従事者安全衛生 教育	令和 7年12月16日（火）	○			令和 7年11月 7日
	水難救助研修	令和 7年 7月 7日（月）	○			令和 7年 6月 6日
	山岳救助研修（隔年開催）	令和 7年 9月29日（月）	○			令和 7年 8月29日
	山岳救助指導者養成研修 （隔年開催）					
	救急隊長研修	令和 7年 9月 4日（木）	○			令和 7年 8月 1日
	機関員研修	令和 7年10月 6日（月）	○			令和 7年 9月 5日
	通信指令員研修	令和 7年 7月 2日（水）	○			令和 7年 5月30日
	特別研修	別途通知	○			別途通知

消防職員教育訓練 携行品一覧

課程		手帳	印鑑	筆記用具	制服 ※1	活動服	救助服	ヘルメット	革手袋	編上靴	防火衣一式	水着
初任総合教育（初任教育及び救急科）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※2
専科教育	警防科 （特殊災害科を含む。）	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
	予防査察科（隔年開催）	○	○	○	○	○						
	危険物科（隔年開催）	○	○	○	○	○						
	火災調査科	○	○	○	○	○		○	○		○	
	救急科 （初任総合教育を含む。）	○	○	○	○	○		○	○			
	救助科（隔年開催）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
幹部教育	幹部科	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
	上級幹部科	○	○	○	○	○						
特別教育	はしご自動車研修	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
	濃煙熱気実火災研修	○	○	○		○		○	○※3	○	○	
	無線従事者講習	○	○	○	○							
	玉掛け技能講習	○	○	○		○		○	○	○		
	小型移動式クレーン運転技能講習	○	○	○		○		○	○	○		
	玉掛業務従事者安全衛生教育	○	○	○		○		○	○	○		
	水難救助研修	○	○	○	○			○	○	○		○※2
	山岳救助研修（隔年開催）	○	○	○	○		○	○	○	○		
	山岳救助指導者養成研修（隔年開催）	○	○	○	○		○	○	○	○		
	救急隊長研修	○	○	○	○	○						
	機関員研修	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
	通信指令員研修	○	○	○	○	○						
	特別研修	別途通知										

※1 制服は白手袋及び制帽の必要なし（初任総合教育を除く）

※2 水着以外にサンダル、スイミングキャップ、ラッシュガードも必要

※3 革手袋以外にケブラー手袋も必要

2 消防団員教育訓練 入校推薦様式及び提出期限

課程			実施日（1日目）	様式			提出期限
				4	5	6	
基礎教育	第 1 次		令和7年 4月20日(日)	○			令和 7年 4月 4日
	第 2 次		令和7年10月11日(土)	○			令和 7年 9月 5日
専科教育	警防科		令和7年 6月 7日(土)	○			令和 7年 5月 2日
	機関科	第 1 次	令和7年 6月14日(土)	○			令和 7年 5月13日
		第 2 次	令和7年10月26日(日)	○			令和 7年 9月26日
幹部教育	初級幹部科	第 1 次	令和7年 5月10日(土)	○			令和 7年 4月 7日
		第 2 次	令和7年 9月 7日(日)	○			令和 7年 8月 8日
	指揮幹部科 現場指揮課程		令和7年 5月18日(日)	○			令和 7年 4月11日
	指揮幹部科 分団指揮課程		令和7年 10月 4日(土)	○			令和 7年 9月 1日
特別教育	移動消防学校（※1）		別途通知	○	○		別途通知
	一日入校（※2）		別途通知	○		○	別途通知
	特別研修		別途通知	○			別途通知

※1 山梨県消防協会支部単位で、各支部年 1 回まで「現地において」実施する。

※2 市町村単位で、各市町村年 1 回まで「消防学校において」実施する。

消防団員教育訓練 携行品一覧

課程		印鑑	筆記用具	ヘルメット	革手袋	軍手	編上靴	ゴム長靴	防火衣	雨合羽
基礎教育	第1次	○	○	○	○※1		○※2		○※3	
	第2次	○	○	○	○※1		○※2		○※3	
専科教育	警防科		○	○	○	○※1	○※2		○※3	
	機関科	第1次	○	○	○	○※1	○※2		○※3	
		第2次	○	○	○	○※1	○※2		○※3	
幹部教育	初級幹部科	第1次	○	○	○	○※1	○※2		○※3	
		第2次	○	○	○	○※1	○※2		○※3	
	指揮幹部科 現場指揮課程		○	○	○	○※1	○※2		○※3	
	指揮幹部科 分団指揮課程		○	○	○					
特別教育	移動消防学校		別途通知							
	一日入校		別途通知							
	特別研修		別途通知							

- ※1 革手袋・軍手は、いずれかで良い。（活動用手袋も可）
- ※2 編上靴・ゴム長靴は、いずれかで良い。（半長靴、防火長靴も可）
- ※3 防火衣・雨合羽は、いずれかで良い。

3 自主防災組織等への防災教育 申込書様式及び提出期限

対象	実施日	様式	提出期限
		7	
自主防災組織等に関わる県民	別途通知	○	別途通知

自主防災組織等の単位で、各自主防災組織年1回まで「消防学校において」実施する。

自主防災組織等への防災教育 携行品一覧

対象	携行品			
	筆記用具	軍 手	ゴム長靴	雨合羽
自主防災組織等に関わる県民	別途通知			

4 消防職員・消防団員教育訓練 日程表

[illegible]

4 消防職員・消防団員教育訓練 日程表

[illegible]

【様式1】

文 書 番 号
令和 年 月 日

山梨県消防学校長 殿

〇〇消防本部消防長

消防職員〇〇教育〇〇〇〇の入校推薦について（回答）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け消校第〇〇〇号で通知のあったこのことについては、次の者の入校を推薦します。

階級	氏名	フリガナ	生年月日	年齢	性別	採用 年度	備考

問い合わせ先
担当課(係)名
担当者職氏名
T E L
F A X
M a i l

【様式2】

--	--

個人調書

本人自筆で記入すること。

令和 年4月1日現在

ふりがな		性 別	男 ・ 女	写真 ﾀｲ 4cm×ｺｺ 3cm 無帽、無背景で 正面三分身 学生服または ネクタイ着用
氏 名		血液型	型 RH()	
生年月日	平成 年 月 日生	年 齢	満 歳	
現 住 所	〒 —			
電話番号	携帯 — — 固定 — —			
連 絡 先	〒 — (現住所以外に連絡先を希望する場合)			
	携帯 — — 固定 — —			

年	月	学歴・職歴

※ 学歴は、最終学歴を上段から記入し、中学校卒業までを記入する。

年	月	免許・資格（自動車運転免許・無線資格など）

スポーツ		趣味	
------	--	----	--

アレルギー	
-------	--

既往歴	
-----	--

その他	
-----	--

家族構成	氏名	続柄	年齢	職業

【様式 3】

診 断 書

氏 名		性 別	男 ・ 女
生年月日	平成 年 月 日生	年 齢	満 歳
現 住 所	〒 —		

血圧及び血液型	血圧 / 血液型 型 R H
血中脂肪・肝機能等	
※ 1 麻しん・風疹 水痘・ムンプス	麻しん (+ ・ ± ・ -) 風疹 (+ ・ ± ・ -) 水痘 (+ ・ ± ・ -) ムンプス (+ ・ ± ・ -)
胸部 (X 線) 診断所見	
心電図診断所見	
尿所見	糖 () ・ 潜血 () ・ 蛋白 ()
身長及び体重	身長 c m 体重 k g
裸眼 (矯正)	右 () 左 ()
既往歴	
特記事項	

上記のとおり診断する。

令和 年 月 日

医師の属する病院の所在地 _____

医師の属する病院名 _____

医師の氏名 _____

- ※ 1 麻しん等感染症の抗体検査項目の実施に関しては、各消防本部の任意とする。
- ※ 労働安全衛生規則第 4 3 条の規定に基づいて、各消防本部が雇入れ時に実施した健康診断の結果のコピーでも可とする。
- ※ 心電図及び生化学検査書を各 1 部添付すること。(コピー可)
- ※ 特記事項欄には、既往歴等がある場合、長期間の学校生活に対する支障の有無について明記すること。

【様式4】

文 書 番 号
令和 年 月 日

山梨県消防学校長 殿

〇〇市町村長

消防団員〇〇教育〇〇〇〇の入校推薦について（回答）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け消校第〇〇〇号で通知のあったこのことについては、次の者の入校を推薦します。

階級	氏名	フリガナ	生年月日	年齢	性別	経験年数	入校前教育	備考

問い合わせ先
担当課(係)名
担当者職氏名
T E L
F A X
M a i l

【様式 5】

文 書 番 号
令和 年 月 日

山梨県消防学校長 殿

山梨県消防協会〇〇支部長

移動消防学校申込書

このことについて、次のとおり申し込みます。

- 1 日時
令和 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分
- 2 実施場所
- 3 参加人数
- 4 教科目
- 5 その他

問い合わせ先
担当課(係)名
担当者職氏名
T E L
F A X
M a i l

【様式 6】

文 書 番 号
令和 年 月 日

山梨県消防学校長 殿

〇〇市町村長

一日入校申込書

このことについて、次のとおり申し込みます。

- 1 日時
令和 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分
- 2 参加人数
- 3 教科目
- 4 その他

問い合わせ先
担当課(係)名
担当者職氏名
T E L
F A X
M a i l

【様式 7】

文 書 番 号
令和 年 月 日

山梨県消防学校長 殿

〇〇市町村長

自主防災組織等への防災教育申込書

このことについて、次のとおり申し込みます。

- 1 日時
令和 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分
- 2 自主防災組織等名・参加人数
- 3 訓練内容
- 4 使用施設
- 5 代表者氏名・連絡先
- 6 その他

問い合わせ先
担当課(係)名
担当者職氏名
T E L
F A X
M a i l

【様式 8】

文 書 番 号
令和 年 月 日

山梨県消防学校長 殿

〇〇消防本部消防長

消防職員〇〇教育〇〇〇〇の入校辞退について（依頼）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け消校第〇〇〇号で入校許可通知のあったこのことについては、
次の者の入校を辞退します。

階級	氏名	フリガナ	辞退の理由

問い合わせ先
担当課(係)名
担当者職氏名
T E L
F A X
M a i l

第 4

令和 6 年度 教育訓練実施結果

7 消防職員教育訓練 体系表

初任総合教育（初任教育及び救急科）		新たに採用した消防職員
専科教育	警防科 （特殊災害科を含む。）	警防担当者
	予防査察科（隔年開催）	予防担当者
	危険物科（隔年開催）	危険物担当者
	火災調査科	火災調査担当者
	救急科 （初任総合教育に含む。）	消防職員
	救助科（隔年開催）	消防職員（要件あり）
幹部教育	幹部科	主として消防司令又は消防司令補の階級にある者 （消防士長であって部隊の長又は係の長を含む。）
	上級幹部科	主として消防司令長以上の階級にある者
特別教育	はしご自動車研修	消防職員
	濃煙熱気実火災研修	消防職員（要件あり）
	無線従事者講習	消防職員
	玉掛け技能講習	玉掛けの補助作業業務に従事した経験を有する者
	小型移動式クレーン運転 技能講習	玉掛け技能講習修了資格を有する者
	玉掛け業務従事者安全衛生 教育	玉掛け技能講習修了資格取得後、概ね5年を超えて 業務に従事する者
	水難救助研修	消防職員（要件あり）
	山岳救助研修（隔年開催）	消防職員（要件あり）
	山岳救助指導者養成研修（隔年開催）	消防職員（要件あり）
	救急隊長研修	消防職員（要件あり）
	機関員研修	消防職員（要件あり）
	フルハーネス型墜落制止用 器具講習	消防職員（要件あり）
	通信指令員研修	消防職員
	特別研修	消防職員

：令和6年度は実施しない。

55

種別	月別 科(課程)別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月
		9(火)←-----→29(金)									初任教育(119日間)・救急科(38日間)1099時間		
初任総合教育	警防科									2(月)⇨13(金)	10日間(70時間)		
	危険物科	未実施											
	予防査察科										10日間(70時間)	3(月)⇨14(金)	
	火災調査科										20(月)⇨31(金)	10日間(70時間)	
	救急科	(初任総合教育を含む。)											
	救助科	未実施											
専科教育	幹部科		13(月)⇨24(金)	10日間(70時間)									
	上級幹部科	24(水)⇨26(金)	3日間(21時間)										
特別教育	はしご自動車研修								18(月)⇨20(水)	3日間(21時間)			
	濃煙熱気実火災研修			19(水)・26(水)			11(水)・18(水)	9(水)・16(水)	各1日(7時間)				
	無線従事者講習								14(木)・15(金)	2日間(11時間)			
	玉掛け技能講習									18(水)⇨20(金)	3日間(21時間)		
	小型移動式クレーン運転技能講習									3日間(21時間)	5(水)⇨7(金)		
	玉掛業務従事者安全衛生教育									17(火)	1日(7時間)		
	水難救助研修				1(月)⇨5(金)	5日間(35時間)							
	山岳救助研修	未実施											
	山岳救助指導者養成研修						3(火)⇨6(金)	4日間(28時間)					
	救急隊長研修										16(木)・17(金)	2日間(14時間)	
	機関員研修							30(月)⇨4(金)	5日間(35時間)				
	フルハーネス型墜落防止用器具講習									1日(7時間)	14(金)		
	通信指令員研修				10(水)⇨12(金)	3日(21時間)							
	女性消防吏員研修										2日間(14時間)	13(木)・14(金)	

令和6年度 消防職員教育訓練実施結果

1 課程別階級別入校状況

		実施月日	期・回	実施 日 数	階級別						修 了 者 数
					消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	
初任総合教育		4/9~11/29	第10期	157					3	43	46
専 科 教 育	警防科	12/2~12/13	第49期	10			4	19	5	2	30
	予防査察科	3/3~3/14	第21期	10			8	12	3	1	24
	危険物科	隔年実施		5							0
	火災調査科	1/20~1/31	第35期	10			9	17	2		28
	救急科	初任総合教育中	第29期	38					4	43	47
	救助科	隔年実施		20							0
教 育 部	幹部科	5/13~5/24	第52期	10		5	20				25
	上級幹部科	4/24~4/26	第19期	3	3	7					10
特 別 教 育	はしご自動車研修	11/18~11/20	第21回	3			5	11	6	1	23
	濃煙熱気実火災研修			6			9	25	15	8	57
	無線従事者講習	11/14~11/15	第54回	2		1	3		3	41	48
	玉掛け技能講習	12/18~12/20	第24回	3		1	3	9	6	4	23
	小型移動式クレーン運転技能講習	2/5~2/7	第24回	3		1	3	9	6	4	23
	玉掛業務従事者安全衛生教育	12/17	第20回	1		1	5	6	1		13
	水難救助研修	7/1~7/5	第10回	5			1	4	12	8	25
	山岳救助研修	隔年実施		5							0
	山岳救助指導者養成研修	9/3~9/6	第2回	4			2	6			8
	救急隊長研修	1/16~1/17	第9回	2			9	19			28
	機関員研修	9/30~10/4	第5回	5			2	10	10	2	24
	フルハーネス型墜落制止用器具講習	2/14	第3回	1			5	7	5	3	20
	通信指令員研修	7/10~7/12	第2回	3			4	9	3	2	18
	女性消防吏員研修	2/13~2/14	第6回	2				4	2	8	14
合計				308	3	16	92	167	86	170	534

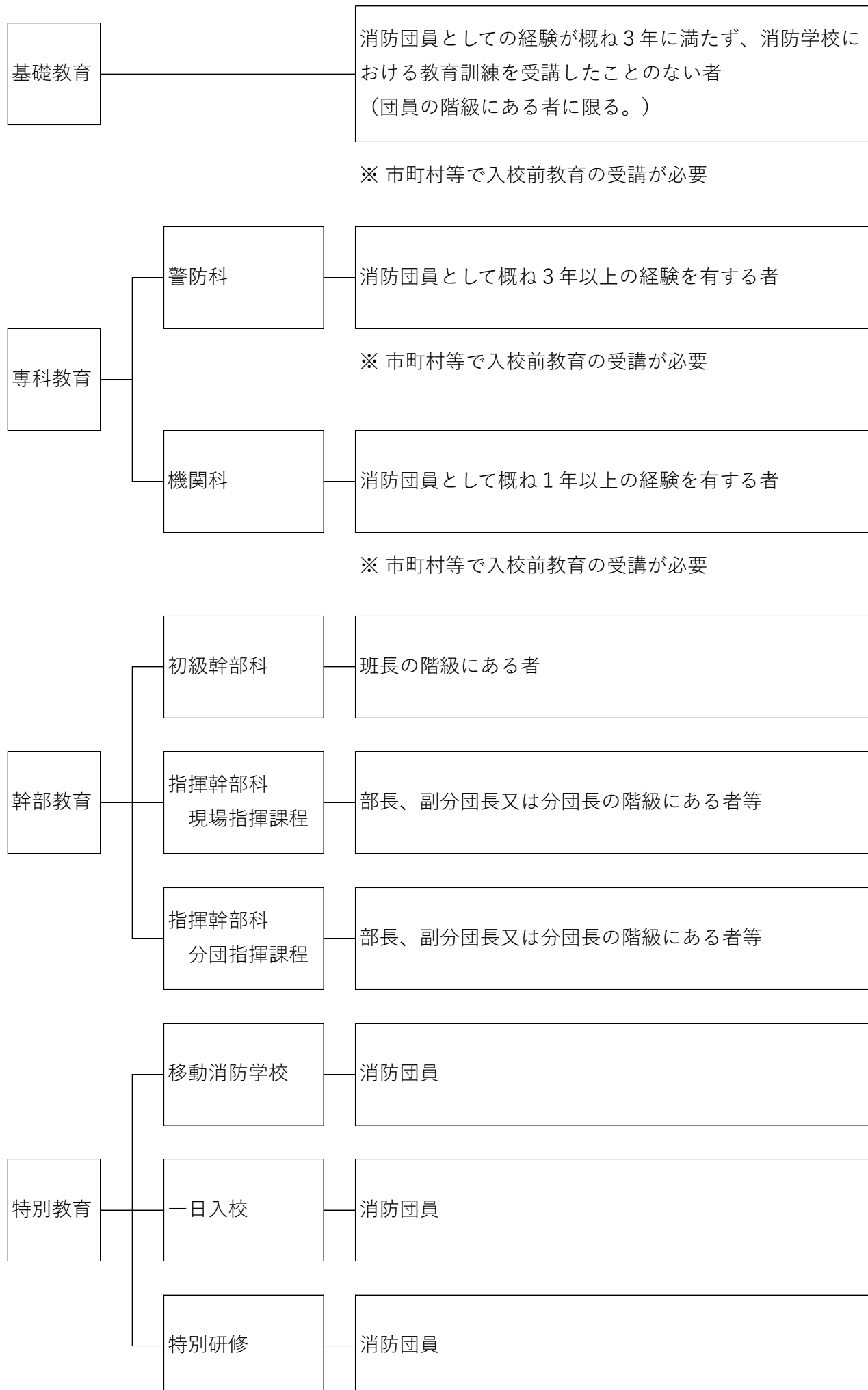
2 本部別課程別入校状況

本部名	初任総合教育	専科教育						幹部教育		特別教育														修了者数
		警防科	予防査察科	危険物科	火災調査科	救急科	救助科	幹部科	上級幹部科	はしご自動車研修	濃煙熱気実火災研修	無線従事者講習	玉掛け技能講習	小型移動式クレーン運転技能講習	玉掛業務従事者安全衛生教育	水難救助研修	山岳救助研修	山岳救助指導者養成研修	救急隊長研修	機関員研修	フルハーネス型墜落制止用器具講習	通信指令員研修	女性消防吏員研修	
甲府地区	10	6	3		6	11		6		5	6	10	6	6	2	6		1	6	6	6	2	4	108
都留市	6	3	2		1	6					3	6	2	2	1	2		1	3	1		1		40
富士五湖	7	5	5		5	7		4	2	4	6	10	2	2	1	3		1	4	4	2	2	2	78
大月市	6	3			3	6		2	1	2	6	6	2	2		3			3	1		2		48
峡北	2	3	3		3	2		3	2	2	6	2	2	2	2	2		1	2	2	2	2	2	47
笛吹市	6	2	2		2	6		2	1	2	6	6	2	2	2	2		1	2	2		1	2	51
峡南	1	2	2		2	1		3		2	6	1	2	2	1	2		1	2	2	2	3		37
東山梨	3	2	2		2	3		2	1	2	6	3	1	1	1	2		1	2	2	2	2	3	43
上野原市	3	2	3		2	3		1	1	2	6	2	2	2	2	2			2	2	2	1		40
南アルプス市	2	2	2		2	2		2	2	2	6	2	2	2	1	1		1	2	2	4	2	1	42
合計	46	30	24	0	28	47	0	25	10	23	57	48	23	23	13	25	0	8	28	24	20	18	14	534

公開授業

実施年月日	課程名	講師名	講義内容	参加者数
令和7年2月13日	女性消防吏員研修	消防大学校教授 中島 賢治	『業務管理』 女性活躍推進、LGBTQについて	15
合計				15

消防団員教育訓練 体系表（令和 6 年度）



८७

種別	科(課程)別	月別											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月
基礎教育		(第1次)	21(日)	1日 (7時間)									
		(第2次)						19(土)	1日 (7時間)				
専科教育	警防科	(第1次)			8(土)	1日 (7時間)							
	機関科	(第1次)			15(土)	1日 (7時間)							
		(第2次)							6(日)	1日 (7時間)			
幹部教育	初級幹部科	(第1次)		11(土)・26(日)		2日 (12時間)							
		(第2次)						8(日)・21(土)					
	指揮幹部科 (現場指揮課程)							9/29(日)・10/12(土)		2日 (14時間)			
	指揮幹部科 (分団指揮課程)			5/19(日)・6/1(土)		2日 (12時間)							
特別教育	移動消防学校		※61ページ参照										
	一日入校		※61ページ参照										
	特別研修		※61ページ参照										

消防団員教育訓練実施結果

課程別階級別入校状況

課程名		期	月日	日数	階級							修了者数	
					団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員		
基礎教育	第1次	第132期	4/21	1						4	46	50	
	第2次	第133期	10/19	1							47	47	
専科教育	警防科		第47期	6/8	1					11	8	23	42
	機関科	第1次	第46期	6/15	1					18	12	34	64
		第2次	第47期	10/6	1					1	6	11	18
幹部教育	初級幹部科	第1次	第41期	5/11	2				3	25		28	
				5/26									
		第2次	第42期	9/8	2			2	6	42		50	
				9/21									
	指揮幹部科（現場指揮課程）			9/29	2			7	28	20			55
				10/12									
	指揮幹部科（分団指揮課程）			5/19	2			2	23	15			40
				6/1									
合計				13	0	0	11	51	74	97	161	394	

市町村別課程別入校状況

市町村名		基礎教育		警防科	機関科	機関科	初級幹部科	初級幹部科	指揮幹部科	指揮幹部科	修了者数
		（第1次）	（第2次）		（第1次）	（第2次）	（第1次）	（第2次）	（現場指揮）	（分団指揮）	
1	甲府市		2	1		1			2		6
2	富士吉田市										0
3	都留市			10	10			6	4	2	32
4	山梨市	2		2	5		3			1	13
5	大月市			6	7	4			5	6	28
6	韮崎市	2	4	4	5		4	3	4	6	32
7	南アルプス市	30	18	3	5	1	7	2			66
8	北杜市	2	2	8	6	4	3	7	2		34
9	甲斐市		2	2	2	2	3	2	11	7	31
10	笛吹市	4			6	4	2		5	3	24
11	上野原市				10		1	1	8	8	28
12	甲州市	5	2	1	4	1	1	2	5	1	22
13	中央市	1	1		2			1	1	4	10
14	市川三郷町							1	1		2
15	早川町										0
16	身延町	2	3	2	1		1	6			15
17	南部町							3	2	2	7
18	富士川町			1	1	1					3
19	昭和町		1	2					1		4
20	道志村										0
21	西桂町	2	1								3
22	忍野村		8					13	4		25
23	山中湖村										0
24	鳴沢村										0
25	富士河口湖町						3				3
26	小菅村		3					3			6
27	丹波山村										0
合計		50	47	42	64	18	28	50	55	40	394

移動消防学校

実施年月日	実施支部名	修了者数	日数	訓練内容
令和6年11月10日	東部支部	22	1	ポンプ車操法、小型ポンプ操法
合計		22	1	

一日入校

実施年月日	実施市町村名	修了者数	日数	訓練内容
令和6年9月3日	南アルプス市	20	1	消防訓練礼式
令和6年10月17日	中央市	11	1	オフロードバイクの習熟走行訓練
令和6年11月24日	上野原市	13	1	救出救護訓練
令和6年11月26日	南アルプス市	75	1	消防訓練礼式
		119	4	

特別研修

実施年月日	教育課程名	修了者数	日数	訓練内容
令和6年6月29日・30日	ドローン基礎研修	23	2	基礎知識・実技講習（基礎・応用・夜間）
令和6年11月23日	チェーンソー取扱い研修	56	1	チェーンソーの基礎知識、操作・点検及び整備
令和6年11月23日	女性消防団員研修	13	1	住民指導（消火器取扱い要領等）
合計		92	4	

その他資料

対象別実施回数、修了者数、延べ教育日数

区分	令和6年度			令和5年度			備考
	実施回数	修了者数	延べ日数	実施回数	修了者数	延べ日数	
消防団員教育 (特別教育を除く)	9	394	13	9	423	13	
消防団員特別教育	8	233	9	8	432	8	
合計	17	627	22	17	855	21	

3 課程別講師一覧表

(1) 消防職員

ア 初任総合教育

教科目	分類指標	時間	講師
倫理(5)	現代社会と消防	5.0	学校職員
	地域社会と消防		
	消防職員の使命		
法学基礎・ 消防法(20)	消防行政と法	10.0	教頭 学校職員
	法の分類		
	法の効力と適用		
	法律関係		
	行政法		
	法の体系		
	消防法の目的	9.0	
	主要規定の概要		
	効果測定		
消防組織制度 (9)	地方自治制度	8.0	学校職員
	自治体消防制度		
	消防の組織		
	効果測定	1.0	
服務と勤務(28)	地方公務員制度	27.0	ディーヴェル 県民生活安全課 教頭 学校職員
	消防実務		
	消防職員の勤務条件		
	文書実務		
	情報公開と個人情報保護		
	接遇		
	事故防止		
	人権啓発		
	消防英語		
	効果測定	1.0	学校職員
理化学(10)	物理	9.0	大月市消防本部 東京電力パワーグリッド
	化学		
	電気		
	燃焼と消火		
	効果測定	1.0	
予防広報(20)	防火管理の意義	19.0	日本防災協会 学校職員
	統括防火・防災管理制度		
	消防広報		
	自主防災		
	効果測定	1.0	
危険物(8)	消防法上の危険物	7.0	学校職員
	危険物施設の規制		
	指定可燃物等		
	効果測定	1.0	
消防用設備(12)	消防用設備等の規制概要	11.0	学校職員
	主要な消防用設備等の基準概要		
	消防用設備等の着工届及び検査等		
	効果測定	1.0	
査察(27)	総則	26.0	富士五湖消防本部
	査察要領		
	違反処理		
	定期点検制度		
	査察実習		
	効果測定	1.0	

教科目	分類指標	時間	講師
建築(10)	総則	9.0	建築住宅課
	建築構造		
	建築法令		
	建築規制		
	消防活動上の規制		
	建築図書		
	効果測定	1.0	学校職員
安全管理(16)	安全管理の概要	15.0	学校職員
	業務活動別の安全管理		
	精神衛生		
	効果測定	1.0	
特殊災害と保安(10)	特殊災害の概要	9.0	甲府地区消防本部 学校職員
	特殊災害の基礎知識等		
	効果測定	1.0	
火災防ぎょ(30)	火災	29.0	学校職員
	火災防ぎょの概要		
	火災防ぎょ行動		
	建物火災防ぎょ		
	建物以外の火災防ぎょ		
	効果測定	1.0	
火災調査(15)	火災原因調査	14.0	富士五湖消防本部 東京電力パワーグリッド 学校職員
	火災損害調査		
	火災調査書類		
	効果測定	1.0	
防災(23)	災害対策	23.0	防災安全センター 甲府地方気象台 学校職員
	気象と災害		
	水災防ぎょ		
	地震対策		
救急(50)	概要	49.0	学校職員
	人体知識		
	応急処置法		
	傷病別応急処置		
	救急実務及び関係法令		
	応急手当普及啓発		
	効果測定	1.0	
消防機械・消防ポンプ(10)	消防用自動車等	9.0	三和防災 学校職員
	消防通信		
	消防ポンプ		
	水力学		
	ポンプ運用		
	効果測定	1.0	
訓練礼式(50)	訓練礼式の概要	50.0	学校職員
	各個訓練		
	通常点検		
	敬礼動作		
	辞令等の受領		
	小隊訓練		
	申告・報告の要領		
体育(55)	消防職員の体力づくり	55.0	山梨加圧トレーニングクラブ タフ・ジャパン 大月市消防本部 学校職員
	運動の生理		
	トレーニング計画の立て方		
	トレーニング要領と実践		
	障害の予防・疲労回復等		
	泳力強化		

教科目	分類指標	時間	講師
消防活動 訓練(90)	訓練の概要	90.0	学校職員
	ポンプ自動車		
	放水訓練		
	検索及び救出訓練		
	警戒区域設定		
	水防訓練		
	現場広報訓練		
救助訓練(45)	概要	38.0	甲府地区消防本部 学校職員
	ロープ取扱訓練		
	救助操法		
	効果測定	7.0	
機器取扱 訓練(55)	消防機器の概要	55.0	学校職員
	各種資器材の諸元・性能		
	取扱要領・保守管理要領等		
消防活動 応用訓練 (100)	消火活動訓練	100.0	帝商株式会社 峡南消防本部 学校職員
	救助活動訓練		
	火災総合訓練(想定訓練)		
	救急救助総合訓練(想定訓練)		
実務研修(35)	消防署勤務実習	35.0	所属消防本部
選択研修(40)	社会教育	40.0	学校職員
	資格取得教育		
	地域災害教育		
	補修教育		
	その他		
行事・ その他(60)	入校式	60.0	学校職員
	卒業式(準備を含む)		
	実科査閲		
	健康診断		
	体力測定		
	施設見学		
	その他の行事等		
救急科		266.0	学校職員 各消防本部講師
合計		1099.0	

イ 専科教育 警防科

教科目・分類指標	時間	講師
講話	1.0	学校職員
防災(国・県・市町村・消防の責務と役割)	2.0	防災危機管理課
警防対策(警防行政事例)	3.5	学校職員
警防対策(NBC災害)	7.0	甲府地区消防本部
警防対策(緊急消防援助隊の概要)	6.5	甲府地区消防本部
警防対策(安全管理事例)	7.0	学校職員
消防戦術と安全管理	10.0	富山県東部消防組合消防本部、 学校職員
図上訓練	5.0	峡北消防本部、学校職員
実技訓練	18.0	学校職員
特殊災害	7.0	甲府地区消防本部
健康管理(火災除染)	2.0	富士五湖消防本部
行事・その他	1.0	学校職員
合計	70.0	

ウ 専科教育 予防査察科

教科目・分類指標	時間	講師
講話	1.0	学校職員
予防査察行政の現状と課題	1.5	学校職員
消防同意	7.0	富士五湖消防本部
査察	21.0	甲府地区・峡北消防本部
危険物規制	7.0	峡北消防本部
違反処理	18.0	甲府地区・富士五湖消防本部
査察違反処理実習	6.5	甲府地区消防本部
事例研修	7.0	能美防災株式会社
行事・その他	1.0	学校職員
合計	70.0	

エ 専科教育 危険物科(未実施)

教科目・分類指標	時間	講師
講話		
危険物行政の現状と課題		
危険物化学		
危険物規制		
事例研究		
行事・その他		
合計	0.0	

オ 専科教育 火災調査科

教科目・分類指標	時間	講師
講話	1.0	学校職員
原因調査関係法規	5.5	甲府地方検察庁、 科学捜査研究所、学校職員
原因調査	28.0	松浦芳恵一級建築士事務所、 東京電力パワーグリッド株式会社、 日本自動車連盟山梨支部 甲府地区・富士五湖・大月市消防本 部
損害調査	5.0	富士五湖消防本部
鑑定	2.0	学校職員
調査実習	7.0	大月市消防本部
調査書類	14.0	大月市消防本部、学校職員
事例研究	6.5	消防研究センター、 笛吹市消防本部
行事・その他	1.0	学校職員
合計	70.0	

カ 専科教育 救急科

教科目・分類指標	時間	講師
救急業務総論	7.0	峡北消防本部、学校職員
救急実務及び関係法規	7.0	峡北消防本部、学校職員
社会保険・社会福祉	3.0	山梨県社会福祉士会
医学概論	4.0	ファナック株式会社
解剖生理	3.0	大月市消防本部
	3.0	甲府地区消防本部
	3.0	富士五湖消防本部
	3.0	笛吹市消防本部
	3.0	上野原市消防本部
	4.0	峡北消防本部
	3.0	南アルプス市消防本部
	9.0	学校職員
救急医療・災害医療	9.0	峡北消防本部、県立中央病院
救急処置各論	3.0	甲府地区消防本部
	3.0	笛吹市消防本部
	1.0	学校職員
検 査	3.0	山梨大学医学部附属病院
応急処置各論	3.0	上野原市消防本部
	6.0	東山梨消防本部
	10.0	峡南消防本部
	3.0	南アルプス市消防本部
	3.0	都留市消防本部
	13.0	学校職員
観察	7.0	県立中央病院
	7.0	学校職員
ショック・循環不全	4.0	県立中央病院
心肺停止	3.0	山梨大学医学部附属病院
	5.0	学校職員
動物による咬傷・刺傷	2.0	山梨大学医学部附属病院
高齢者	2.0	山梨大学医学部附属病院
電撃傷・熱傷	2.0	山梨大学医学部附属病院
熱中症・寒冷損傷	1.0	山梨大学医学部附属病院
溺水・高山病等	2.0	山梨大学医学部附属病院
放射線障害	3.0	山梨大学医学部附属病院
気道・食道異物	3.0	山梨大学医学部附属病院
産婦人科・周産期	3.0	山梨大学医学部附属病院
小児・新生児	2.0	山梨大学医学部附属病院
意識障害	3.0	県立中央病院
精神障害	2.0	山梨大学医学部附属病院
特殊病態別	4.0	県立大学看護学部
	3.0	学校職員
一般外傷・出血	21.0	県立中央病院
	7.0	学校職員
中毒	3.0	峡南保健所
その他の処置	3.0	県立中央病院
頭部・頸部損傷	5.0	学校職員
現地研修	28.0	各消防本部
病態別応急処置	5.0	富士五湖消防本部
	5.0	学校職員
シミュレーション実習	6.0	甲府地区消防本部
効果測定	7.0	学校職員
行 事・その他	9.0	学校職員
合 計	266.0	

キ 専科教育 救助科(未実施)

教科目・分類指標	時間	講師
講話		
安全管理		
災害救助対策		
救急		
救助器具取扱訓練		
救助訓練		
総合訓練		
体育		
行事その他		
合計	0.0	

ク 幹部教育 幹部科

教科目・分類指標	時間	講師
講話	1.0	学校職員
訓練礼式	1.5	学校職員
安全管理(安全管理概念)	4.0	富山県東部消防組合消防本部
安全管理(健康管理・体力管理指導等)	3.0	株式会社タフ・ジャパン
安全管理(災害現場における安全管理)	4.0	山梨学院短期大学
現場指揮	18.0	峡北消防本部、学校職員
消防財政	3.0	消防保安課
人事業務管理(健康管理・体力管理指導等)	4.0	株式会社タフ・ジャパン
人事業務管理(組織と監督、議会、事故防止等)	3.0	甲府地区消防本部
人事業務管理(コミュニケーションスキル)	3.0	ペップアップカンパニー
人事業務管理(教育技法)	3.0	仙台白百合女子大学
事例研究(図上訓練)	4.0	富士山科学研究所
事例研究(課題討議)	7.0	学校職員
事例研究(報道対応演習)	5.0	有限会社エンカツ社
事例研究(メンタルヘルス)	1.5	学校職員
消防時事(消防行政の現状と課題)	4.0	消防大学校
行事・その他	1.0	学校職員
合計	70.0	

ケ 幹部教育 上級幹部科

教科目・分類指標	時間	講師
管理職の役割	1.0	学校職員
業務管理(地域防災から見た消防機関の役割)	1.5	防災危機管理課
人事管理(人事管理・ハラスメント対策)	7.0	ディーヴェル
人事管理(心身の健康管理)	3.0	峡南保健所
危機管理	4.0	消防大学校
事例研究(図上訓練・防災)	3.5	富士山科学研究所
行事・その他	1.0	学校職員
合計	21.0	

コ 特別教育 はしご自動車研修

教科目・分類指標	時間	講師
取扱基本理論 特殊装置の構造	2.5	株式会社モリタテクノス
はしご自動車の故障と対策	4.0	株式会社モリタ、 甲府地区・峡北消防本部
はしご自動車の点検整備・安全管理(学科)	3.0	東京消防庁
はしご自動車の点検整備・安全管理(実技)	4.0	東京消防庁 甲府地区消防本部
はしご自動車の基本取扱操作	3.0	甲府地区・峡南・南アルプス市
はしご自動車の応用取扱操作	3.5	消防本部
行事その他	1.0	学校職員
合計	21.0	

サ 特別教育 濃煙熱気実火災研修

教科目・分類指標	時間	講師
火災性状・消火理論・検討会	2.0	学校職員
実火災訓練	4.0	各消防本部指導教官、学校職員
行事・その他	1.0	学校職員
合計	7.0	

シ 特別教育 無線従事者講習

教科目・分類指標	時間	講師
法規	5.0	(一社)無線従事者養成センター
無線工学	4.0	
修了試験(法規・無線工学)	2.0	
合計	11.0	

ス 特別教育 玉掛け技能講習

教科目・分類指標	時間	講師
クレーン等の玉掛けの方法	3.0	建設業労働災害防止協会 (山梨県支部)
力学に関する知識	3.0	
クレーン等に関する知識	1.0	
関係法令	1.0	
クレーン等の玉掛けの方法、合図	3.0	
クレーン等の運転のための合図(実技)	1.0	
クレーン等の玉掛け	4.0	
修了試験(学科)	1.0	
修了試験(実技)	2.0	
行事・その他	2.0	学校職員
合計	21.0	

セ 特別教育 小型移動式クレーン運転技能講習

教科目・分類指標	時間	講師
小型移動式クレーンに関する知識	6.0	建設業労働災害防止協会 (山梨県支部)
関係法令	1.0	
原動機及び電気に関する知識	3.0	
運転のための合図	1.0	
小型移動式クレーンの運転(実技)	6.0	
修了試験(学科)	1.0	
修了試験(実技)	2.0	
行事・その他	1.0	学校職員
合計	21.0	

ソ 特別教育 玉掛業務従事者安全衛生教育

教科目・分類指標	時間	講師
最近の玉掛け用具等の特徴	1.0	建設業労働災害防止協会 (山梨県支部)
玉掛け用具等の取扱いと保守管理	3.0	
災害事例研究及び関係法令	2.0	
行事・その他	1.0	学校職員
合計	7.0	

タ 特別教育 水難救助研修

教科目・分類指標	時間	講師
水難救助概論	2.5	富士五湖消防本部
安全管理	4.0	富士五湖消防本部
水面・潜水救助活動	13.0	ダイビングベル
水難救助訓練	7.0	峡南消防本部
流水救助活動	7.0	峡南消防本部
資機材点検・整備・検討会	0.5	学校職員
行事その他	1.0	学校職員
合計	35.0	

チ 特別教育 山岳救助研修(未実施)

教科目・分類指標	時間	講師
安全管理		
資器材の諸元・性能		
資器材の取扱い		
山岳救助活動(降下・登はん)		
山岳救助活動(高所救助)		
山岳救助活動(低所救助)		
行事その他		
合計	0.0	

ツ 特別教育 山岳救助指導者養成研修

教科目・分類指標	時間	講師
安全管理・確保理論	2.5	日本アルパインガイド協会
装備点検・器具の使用・支点構築	4.0	
基礎研修Ⅰ	7.0	
基礎研修Ⅱ	7.0	
総合研修	6.5	
行事その他	1.0	学校職員
合計	28.0	

テ 特別教育 救急隊長研修

教科目・分類指標	時間	講師
救急行政の現状と課題	1.5	消防保安課
救急行政の現状と課題(討論)	1.0	学校職員
コミュニケーションスキル	4.0	日本ペップトーク普及協会
現任救急隊員教育のあり方	3.5	峡北消防本部
救急活動時の接遇力向上研修	3.0	株式会社接遇コミュニケーション
行事・その他	1.0	学校職員
合計	14.0	

ト 特別教育 機関員研修

教科目・分類指標	時間	講師
消防用自動車等の基本的事項	1.0	学校職員
道路交通関係法規	1.5	県警交通企画課
車両構造	7.0	いすゞ自動車株式会社
車両整備		
車両誘導・走行訓練		
ポンプ工学・運用	11.0	株式会社モリタ 日本機械工業株式会社 株式会社シバウラ防災製作所 三和防災株式会社
走行訓練	4.0	山梨自動車学校
吸水・放水器具	3.0	ヨネ(株)
消火理論・放水隊形	3.0	富士五湖消防本部
放水訓練	3.5	富士五湖消防本部、学校職員
行事・その他	1.0	学校職員
合計	35.0	

ナ 特別教育 フルハーネス型墜落制止用器具講習

教科目・分類指標	時間	講師
作業に関する知識	1.0	建設業労働災害防止協会 (山梨県支部)
墜落制止用器具に関する知識	2.0	
労働災害の防止に関する知識	1.0	
関係法令	0.5	
墜落制止用器具の使用等方法	1.5	
行事・その他	1.0	学校職員
合計	7.0	

二 特別教育 通信指令員研修

教科目・分類指標	時間	講師
通信指令員の役割	2.5	横浜市消防局
通信コミュニケーション	3.0	フィルタス株式会社
事案対応		
図上訓練		
通報対応訓練	4.0	
医学的知識	4.0	山梨県立中央病院
事例研究	3.0	学校職員
行事その他	1.0	学校職員
合計	21.0	

ヌ 特別教育 女性消防吏員研修

教科目・分類指標	時間	講師
事例研究(ディスカッション)	2.5	学校職員
業務管理	4.0	消防大学校
火災性状・消火理論・個人装備	3.0	学校職員
実火災訓練(ホットトレーニング)	2.0	学校職員
検討会	1.5	学校職員
行事・その他	1.0	学校職員
合計	14.0	

(2) 消防団員

ア 基礎教育

教科目・分類指標	時間	講師
講話(職責と心構え)	1.0	学校職員
訓練礼式	1.5	
火災防ぎょ	1.5	
ポンプ操法	2.0	
行事・その他	1.0	
合計	7.0	

イ 専科教育 警防科

教科目・分類指標	時間	講師
火災防ぎょ(座学)	2.5	学校職員
火災防ぎょ・安全管理(実技)	3.5	
行事・その他	1.0	
合計	7.0	

ウ 専科教育 機関科

教科目・分類指標	時間	講師
道路交通関係法令	1.0	学校職員
緊急走行要領		
ポンプ運用(座学)	1.5	三和防災
ポンプ運用(実技)	2.5	
機関整備(座学)	1.0	
行事・その他	1.0	学校職員
合計	7.0	

エ 幹部教育 初級幹部科

教科目・分類指標	時間	講師
講話(職責と心構え)	1.0	学校職員
訓練礼式	2.5	
防災	2.0	未来会
現場指揮・安全管理	3.0	学校職員
現場指揮・防災指導要領	2.5	
行事・その他	1.0	
合計	12.0	

オ 幹部教育 指揮幹部科 現場指揮課程

教科目・分類指標	時間	講師
講話・現場指揮・安全管理	1.5	学校職員
避難誘導訓練 水災活動訓練	1.0	学校職員
救助・救命訓練	4.0	三和防災、学校職員
地域防災指導訓練(住民指導・消防訓練)	3.0	学校職員
火災防ぎょ訓練 災害情報収集・伝達訓練	3.5	学校職員
行事・その他	1.0	学校職員
合計	14.0	

カ 幹部教育 指揮幹部科 分団指揮課程

教科目・分類指標	時間	講師
講話	1.0	学校職員
消防組織制度・安全管理	1.5	学校職員
災害対応図上訓練	3.0	学校職員・未来会
防災	3.0	学校職員・未来会
事例研究	2.5	学校職員
行事・その他	1.0	学校職員
合計	12.0	

キ 特別教育 移動消防学校(10月)(東部支部)

教科目・分類指標	時間	講師
ポンプ車操法	4.0	大月市消防本部・学校職員
小型ポンプ操法		
合計	4.0	

ク 特別教育 移動消防学校(11月)(東部支部)

教科目・分類指標	時間	講師
ポンプ車操法	4.0	大月市消防本部・学校職員
小型ポンプ操法		
合計	4.0	

ケ 特別教育 一日入校 (南アルプス市)

教科目・分類指標	時間	講師
訓練礼式	1.5	学校職員
合計	1.5	

コ 特別教育 一日入校 (中央市(バイク隊))

教科目・分類指標	時間	講師
小型ポンプ操法	2.0	学校職員
合計	2.0	

サ 特別教育 一日入校（上野原市）

教科目・分類指標	時間	講師
救出救護訓練(災害対策と現場活動要領)	3.0	学校職員
合計	3.0	

シ 特別教育 一日入校（南アルプス市）

教科目・分類指標	時間	講師
訓練礼式	1.0	学校職員
合計	1.0	

ス 特別教育 ドローン基礎研修

教科目・分類指標	時間	講師
ドローンの概要・法律、ドローンの構造・運用	3.0	(株)JDRONE
基本操作実習・応用操作実習	6.5	(株)JDRONE、学校職員
夜間飛行	2.0	(株)JDRONE、学校職員
ケーススタディ	1.5	(株)JDRONE、学校職員
行事・その他	1.0	学校職員
合計	14.0	

セ 特別教育 チェーンソー取扱い研修

教科目・分類指標	時間	講師
チェーンソーの基礎知識	2.0	三和防災、学校職員
チェーンソーの操作・点検及び整備	2.0	
行事・その他	1.0	学校職員
合計	5.0	

ソ 特別教育 女性消防団員研修

教科目・分類指標	時間	講師
住民指導(消火器取り扱い要領等)	2.5	学校職員
行事・その他	0.5	
合計	3.0	

4 被表彰者一覧表

教育訓練課程名	表彰区分	被 表 彰 者		
		所属消防本部	階 級	氏 名
初任総合教育	最優秀賞	都留市消防本部	消防副士長	ミツイ 三井 ケイスケ 恵介
	優秀賞	甲府地区広域行政事務 組合消防本部	消防士	ツカハラ 塚原 ショウ 翔
	特別賞	上野原市消防本部	消防士	フルヤ 古屋 オオアキ 尚章
	特別賞	東山梨広域行政事務組合 東山梨消防本部	消防士	ササモト 笹本 ヒナタ 陽太
	特別賞	上野原市消防本部	消防士	カウ 加藤 リョウスケ 涼亮

第 5

条例及び規則・その他資料

○ 山 梨 県 消 防 学 校 設 置 条 例

(昭和40年3月31日山梨県条例第9号)

改正 昭和 50 年7月 12 日条例第 14 号

改正 平成 17 年7月 12 日条例第 83 号

山梨県消防学校設置条例をここに公布する。

山梨県消防学校設置条例

(設置)

第一条 消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 51 条の規定により、消防職員及び消防団員の訓練を行うため、消防学校を設置する。

(位置及び名称)

第二条 消防学校の位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 中央市

名称 山梨県消防学校

(昭 50 条例 14・平 17 条例 83・一部改正)

(職員)

第三条 山梨県消防学校に校長その他の職員を置く。

(実施規定)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 40 年4月 1 日から施行する。

(条例の廃止)

2 山梨県消防訓練所設置条例(昭和 29 年山梨県条例第 10 号)は、廃止する。

附 則(昭和 50 年条例第 14 号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和 50 年規則第 27 号で昭和 50 年8月 1 日から施行)

附 則(平成 17 年条例第 83 号)

この条例は、平成 18 年2月 20 日から施行する。

○ 山 梨 県 消 防 学 校 規 則

(昭和40年4月1日山 00 梨県規則第 23 号)

改正 昭和51年4月1日規則第 29 号

改正 平成16年3月30日規則第6号

改正 平成27年3月25日規則第7号

山梨県消防学校規則を次のように定める。

山梨県消防学校規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県消防学校設置条例(昭和 40 年山梨県条例第9号)に基づき、山梨県消防学校(以下「学校」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(教育訓練の種類等)

第二条 学校の教育訓練の種類、対象及び内容は、別表のとおりとする。

- 2 前項の教育訓練の種類、教科目及び時間数は、消防学校の教育訓練の基準(平成 15 年消防庁告示第3号)を勘案して、校長が定める。

(昭 51 規則 29・全改、平 16 規則6・全改)

(教育訓練の実施計画)

第三条 校長は、翌年度において行う教育訓練の実施計画を毎年1月 31 日までに作成し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 校長は、前項の実施計画について知事の承認があったときは、これを市町村長及び消防長に通知しなければならない。

(昭 51 規則 29・全改、平 16 規則6・一部改正)

(入校)

第四条 教育訓練を受ける者(以下「訓練生」という。)の入校については、市町村長又は消防長の推薦した者について校長が審査のうえ許可するものとする。

(昭 51 規則 29・全改、平 16 規則6・一部改正)

(休校及び退校)

第五条 訓練生は、病気その他やむを得ない理由により休校し、又は退校しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

(昭 51 規則 29・全改)

(考査)

第六条 校長は、訓練生の修業実績を調査するために、必要に応じて考査を行うことができる。

- 2 前項の考査は、学科及び実科について行い、評定方法については、校長が別に定める。

(昭 51 規則 29・全改)

(退校処分)

第七条 校長は、訓練生が次の各号の一に該当するときは、退校を命ずることができる。

- 一 校内の秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認めるとき。
- 二 成績不良その他の理由により成業の見込みがないと認めるとき。

(昭 51 規則 29・全改)

(卒業等)

第八条 校長は、初任総合教育の所定の教科を修了した訓練生に対し卒業証書(第1号様式)を、初任総合教育以外の教育訓練の所定の教科を修了した訓練生に対し修了証書(第2号様式)を授与するものとする。

(平27規則7・一部改正)

(賞)

第九条 校長は、成績が優秀であり、かつ、教育訓練を受ける態度が他の模範であると認められる訓練生を賞することができる。

(昭 51 規則 29・旧第 14 条繰上・一部改正)

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか必要な事項は校長が定める。

(昭 51 規則 29・旧第 15 条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年規則第 29 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の山梨県消防学校規則第2条の規定にかかわらず、教育訓練の教科目及び時間数については、当分の間、必要に応じ、校長が知事の承認を得て減ずることができるものとする。

附 則(平成 16 年規則第6号)

この規則は、平成 16 年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第7号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)(平 16 規則第6・追加、平27規則第7号・一部改正)

	教育訓練の種類	教育訓練の対象及び内容
1	初任総合教育	新たに採用した消防職員の全てに対して行う基礎的教育訓練、及び救急業務の分野に関する専門的教育訓練
2	基礎教育	任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練
3	専科教育	現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練
4	幹部教育	幹部及び幹部昇任予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練
5	特別教育	1の項から4の項までに定める教育訓練以外の教育訓練で、消防職員及び消防団員に対して特別の目的のために行うもの

第1号様式(第8条関係)(昭 51 規則 29・全改、平27規則第7号・一部改正)

卒 業 証 書

氏 名

本校初任総合教育の課程を卒業したことを証します。

年 月 日

山梨県消防学校長 印

第2号様式(第8条関係)(昭 51 規則 29・平 16 規則6・一部改正)

修 了 証 書

氏 名

本校 の課程を修了したことを証します。

年 月 日

山梨県消防学校長 印

○ 山 梨 県 消 防 学 校 表 彰 要 綱

(目的)

第1条 この要綱は、山梨県消防学校規則第9条に基づき、表彰に関する事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、最優秀賞、優秀賞、特別賞とする。

(被表彰者)

第3条 表彰は、次の各号に該当する者について学校長が行う。

- (1) 最優秀賞……………教育課程を抜群な成績で終了し、他の訓練生の模範として表彰に値すると認められた者
- (2) 優秀賞……………教育課程を優秀な成績で修了し、他の訓練生の模範として表彰に値すると認められた者
- (3) 特別賞……………教育訓練に精励し、他の訓練生の模範として表彰に値すると認められた者

(選考委員及び表彰委員)

第4条 選考委員は、各教育課程の担当教官及び副担当教官をもって構成し、被表彰者を選考する。表彰委員は、校長、教頭及び全教官をもって構成し、選考委員が選考した被表彰者について相互に協議の上、被表彰者を決定する。

(被表彰者の選考)

第5条 被表彰者の選考については、別記選考基準により行う。

(表彰状の授与)

第6条 表彰は、表彰状を授与しこれを行う。

(表彰期日)

第7条 表彰は、各教育課程の修了日に行うものとする。ただし、特別の事由がある場合はこの限りでない。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から実施する。

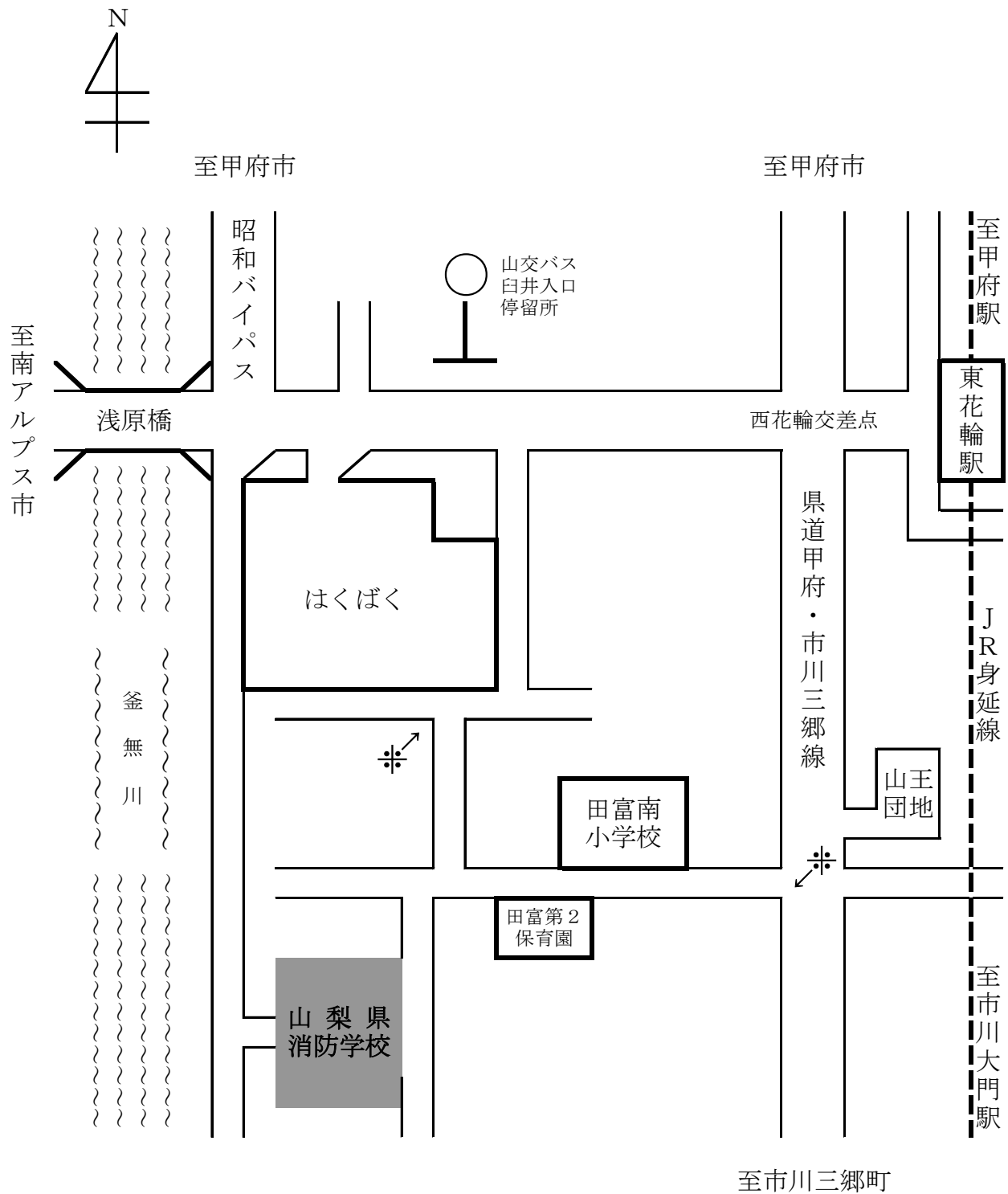
令和6年4月1日から施行する。

(別記)

選 考 基 準

区 分	対 象 者	表 彰 基 準	備 考
最 優 秀 賞	教育課程の訓練生	学科及び実科における各効果測定において、抜群の成績であるとともに受講態度、生活態度も他の訓練生の模範となる者 ただし、消防職員初任教育初任課程の訓練生（以下「学生」という。）においては、次の各号を満たす者 1 効果測定平均が90点以上 2 体力評定Aランク 3 生活態度Aランク 4 欠講なし、ただし特別な理由がある場合は、考慮する。	最優秀賞は優秀賞該当者のなかから選考するものとする。
優 秀 賞	教育課程の訓練生	学科及び実科における各効果測定において、抜群の成績であるとともに受講態度、生活態度も他の訓練生の模範となる者 ただし、消防職員初任教育初任課程の訓練生（以下「学生」という。）においては、次の各号を満たす者 1 効果測定平均が80点以上 2 体力評定Aランク 3 生活態度Aランク 4 欠講なし、ただし特別な理由がある場合は、考慮する。	
特 別 賞	教育課程の訓練生	1 教育訓練に精励し他の訓練生の模範となる者 2 入校中に特別な篤行、善行のあった場合 3 その他、校長が必要と認めた場合	

山梨県消防学校周辺案内略図



案内略図中の※印は、消防学校案内表示板設置箇所を示しています。

校舎新設に伴い駐車場が新校舎北側に変更となります。

この内容については、消防学校ホームページに掲載していますので、御確認願います。

掲載ページURL : <https://www.pref.yamanashi.jp/shobo-gk/index.html#oshirase>

教育訓練実施計画全文及び各種様式は、山梨県消防学校ホームページからダウンロード
できます。

掲載ページURL <https://www.pref.yamanashi.jp/shobo-gk/kunren/soft.html>

令和7年4月1日

発行元 山 梨 県 消 防 学 校



〒409-3834

山梨県中央市今福1029番地1

TEL 055-273-4078

FAX 055-273-4009

E-MAIL shobo-gk@pref.yamanashi.lg.jp